

2024年(令和6年)7月19日

第1回藤沢市子ども・子育て会議 資料3

# 「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」

## 第4章における掲載事業（113事業）

### 令和5年度の取組について

「第2期 藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に掲げた計画事業の令和5年度達成状況

基本目標	評価		A		B		C		D		E		未評価	事業数 (再掲6事業 含む)
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
1. 子育て支援の充実	27	51%	25	47%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	53
2. 親子の健康の確保及び増進	5	28%	11	61%	2	11%	0	0%	0	0%	0	0%	0	18 (うち再掲2)
3. 豊かな心を育む教育環境の整備	11	39%	17	61%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	28 (うち再掲1)
4. 子育てしやすい生活環境の整備	10	77%	2	15%	0	0%	0	0%	0	0%	1	8%	0	13
5. 仕事と家庭との両立の推進	2	29%	5	71%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	7 (うち再掲3)
6. だれひとり取り残さない 地域共生の推進	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0
合計	55	46%	60	50%	2	2%	0	0%	0	0%	1	1%	1	119 (うち再掲6)

■各計画事業の評価基準（A～E）について

評価については（A～E）の5段階方式による所管部署それぞれの自己評価とし、達成状況によって次のように区分しています。

A = 90%以上    B = 70%以上～90%未満    C = 50%以上～70%未満    D = 30%以上～50%未満    E = 30%未満

未評価＝事業終了、対象者なし

「第2期 藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に掲げた計画事業の令和2年度～令和6年度達成状況

基本目標	A		B		C		D		E		未評価	事業数 (再掲6事業 含む)
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
1. 子育て支援の充実	25	47%	27	51%	0	0%	0	0%	0	0%	1	53
2. 親子の健康の確保及び増進	4	22%	12	67%	2	11%	0	0%	0	0%	0	18 (うち再掲2)
3. 豊かな心を育む教育環境の整備	11	39%	17	61%	0	0%	0	0%	0	0%	0	28 (うち再掲1)
4. 子育てしやすい生活環境の整備	9	69%	4	31%	0	0%	0	0%	0	0%	0	13
5. 仕事と家庭との両立の推進	2	29%	5	71%	0	0%	0	0%	0	0%	0	7 (うち再掲3)
6. だれひとり取り残さない 地域共生の推進	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0
合計	51	43%	65	55%	2	2%	0	0%	0	0%	1	119 (うち再掲6)

■各計画事業の評価基準（A～E）について

評価については（A～E）の5段階方式による所管部署それぞれの自己評価とし、達成状況によって次のように区分しています。

A = 90%以上    B = 70%以上～90%未満    C = 50%以上～70%未満    D = 30%以上～50%未満    E = 30%未満

未評価＝事業終了、対象者なし

●基本目標1 「子育て支援の充実」

施策の柱	個別事業に対する評価								
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和5年度	令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで		
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	事業の評価及び課題等	事業達成状況
柱1 子育て支援サービスの充実	1	子育て支援センター事業の充実	子育て企画課	地域の子育て支援拠点として、妊娠期から就学前までの子育てに関する相談・情報提供・講習会の実施や子育てひろばの開催など様々な子育て支援事業を行います。	子育て全般に関する専門的な子育て支援の拠点として、地域のニーズにあった交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供など子育て家庭が地域の中で安心して子育てができる支援体制の構築をめざします。	乳幼児期から就学前までの親子を対象に、子育て支援事業を実施。来所者はのべ62,384人。子育てに関する相談は14,362件受けた。1センターを除き、予約制を廃止した。市内7か所で開催している巡回子育てひろばは、計113回実施。利用者数は1,873人。相談件数は513件。	A	計画当初は新型コロナウイルス感染症の流行のため予約制としていたが、予約制を廃止したことで、利用者の増加に繋がった。利用希望者数に対して、施設の広さが充分でないため1センターは予約制を継続している。今後は、昼休みに開所していた時間も開所して、親子の居場所づくりをより良いものにしていく。	A
	2	つどいの広場事業の充実	子育て企画課	子育てに対する不安感の軽減を図るため、主に乳幼児をもつ子育て中の親と子の交流や子育てアドバイザーによる子育て相談、地域の子育て情報の提供などを行います。	身近な地域における子育て支援の場としてそれぞれの地域の特徴を生かした子育て支援を充実させます。	妊娠期から就学前までの親子が気軽につどい交流できる場として、つどいの広場事業を市内4か所で開催。利用者数24,291人。子育てに関する相談1,685件に対応。子育てに関する情報提供を10,017件行った。令和5年度より予約制を廃止。子育て中の親子がより利用しやすい環境をつくることのできた。	A	新型コロナウイルス感染症の流行のため行っていた予約制を廃止したことで、令和2年度は6,375人だった利用者が、約4倍に増加した。5年間継続的に親子が集う場を提供し、子育ての相談に応じたり、保護者の気持ちに寄り添っていくことができた。委託事業者の高齢化により、今後の担い手不足が課題となる。	A
	3	子育てふれあいコーナー事業の推進	子育て企画課	地域子どもの家や児童館等において、保育士と子育てボランティアによる子育て中の親と子の交流、情報提供、子育て相談を実施します。	遊びをとおして、気軽に相談できることで子育てに対する不安や悩みを軽減するとともに、親子の交流の促進を図ります。	市内子どもの家、児童館を活用し、親子同士や子育てボランティアとの相互交流、保育士への育児相談を実施。「ふれあいふれあい」は1,856人、「きらきら☆ぼし」は1,282人の来所となり、親子の居場所として活用していくことができた。	B	継続的に親子の居場所を確保することができた。子育てボランティアの人数は毎年50人以上と充足しているが、地域により従事できる人数の偏りが大きいため、北部地区でボランティア養成講座を開催する等、人数を調整していく必要がある。	B
	4	藤沢版つどいの広場への支援	子育て企画課	地域において、つどいの広場に準じて実施している子育て中の親と子の交流を促進する自主的な活動に対して支援を行います。	地域のニーズに合わせて、子育て支援センターの子育てアドバイザーの派遣などにより、地域の子育て支援機能の充実を図ります。	市内6か所で開催。活動団体からの依頼を受け、子育てアドバイザー、助産師、栄養士を年間7回派遣。活動団体の高齢化に伴い、後継が見つからないという現状があり、1団体は継続が困難になってしまった。各団体の活動が継続していける支援も引き続き行う必要がある。	B	各センターやつどいの広場から距離のある利用者が、身近に利用できる環境を提供することができた。藤沢版つどいの広場に関しては、事業継続が困難になってしまった団体もあり、利用者の増加に反して実施箇所が1か所減となってしまった。	B
	5	保育コンシェルジュによる相談支援の充実	保育課（子育て企画課）	子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用にあたっての相談・情報提供などの支援を行います。	保育コンシェルジュによる保育サービスに関する相談や情報提供、子育て支援センターでの出張相談を引き続き行っていきます。また、保護者に寄り添う支援として、相談者への相談後のフォローや入所保留となった児童の保護者に対する認可保育施設入所申込状況の確認等の業務を充実していきます。	保育コンシェルジュによる保育相談を市役所で実施するとともに、湘南台・辻堂・六会子育て支援センターにおいて、出張相談を実施した。	A	保育コンシェルジュによる保育相談を市役所で実施するとともに、湘南台・辻堂・六会子育て支援センターにおいて、相談を受けることで保護者に寄り添った支援を行うことができた。令和2年度：1,361件 令和3年度：2,538件 令和4年度：4,468件 令和5年度：4,313件 令和6年度：202件（4月のみ）	A
	6	一時預かり事業の推進	保育課	保護者の就労や病気、出産等により家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児に対する一時預かり事業を行います。	保護者の子育ての負担軽減など多様な保育ニーズへの対応として、引き続き一時預かり事業を実施するとともに、地域ニーズを踏まえ、より効果的な事業実施に向けて、実施方法の見直しを検討していきます。	認可保育施設19施設で一時預かり事業を実施した。今後は、家庭で育児を行う保護者の負担軽減やリフレッシュなどの視点も踏まえ、事業の拡充を検討していく。	B	認可保育施設20施設（令和6年度から1施設増）で一時預かり事業を実施し、保護者の子育ての負担軽減など、多様な保育ニーズへの対応することができた。令和6年度においては、利用登録の方法の見直し等を行い、より利用者に寄り添った事業を実施していく。	B
	7	ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭課	安心して子育てができるよう、0歳児から小学6年生までの子どもがいる家庭を対象として、地域の人たちによる会員相互援助組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営し、保護者の仕事と育児の両立等を支援します。	「まかせて会員」の割合が低い地域に対し、回覧等の周知活動を重点的に行うことにより、「まかせて会員」の増員を図ります。	【実績】 ・おねがい会員：6,671人 まかせて会員：926人 どちらも会員：557人 ・活動件数：11,056件  【課題と今後の取組】 おねがい会員と比べて、まかせて会員が少ないため、将来的に活動への影響が出ないよう、まかせて会員を確保していく必要がある。まかせて会員になるには研修会の受講が必要であるが、今後もより多くの方に研修会を受講いただけるよう、適切な研修内容・時間を設定するとともに、様々な媒体の広報を活用し、周知活動を行っていく。	A	事業の周知が図られ利用件数は年々増加しているが、子の支援を行うまかせて会員・どちらも会員がおねがい会員に比べて少ない。支援を必要としている家庭にサービスが提供できなくなるなど、将来的に影響が出ないよう、まかせて会員・どちらも会員を増やしていく必要がある。現在も様々な媒体の広報を活用して周知活動を行っているが、今後も有効的な周知活動を行うとともに、事業の見直しを行っていく。	A
	8	子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	子ども家庭課	子育て中の保護者が、病気や仕事などの理由により一時的に家庭で子どもの養育が困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行う、トワイライトステイ事業やショートステイ事業を実施します。	本事業の支援を必要としている家庭へ情報が行き届くよう、引き続き周知に努めます。	【実績】 ・利用日数 ショートステイ：368日 トワイライトステイ：94日 ・登録児童数 378人  【課題と今後の取組】 家庭の状況により、利用ニーズが異なる部分もあるが、ショートステイと比べてトワイライトステイの利用者が少ない。関係機関へのチラシの配布など、効果的な周知活動を行うことでより多くのサポートを必要とする方にサービス提供ができるようになる。	A	事業の周知が図られひとり親家庭等の登録が増加し、実績は増加傾向にある。今後も利用の増加が予想されるため、様々な子育て家庭のニーズに対応できるよう、継続して事業を実施していく。	A
	9	地域に開かれた保育園	保育課	保育園において、様々な世代との交流事業を行い、地域での交流・連携を図ります。また、区域内の保育園連施設との連携や交流を目的に、教育・保育提供区域ごとに設置した基幹保育所を中心に、子育てに関する相談等、地域における子育て支援の充実を図ります。	引き続き、子育て家庭交流事業、小・中・高校生や高齢者との交流事業など、地域との交流・連携を図っていきます。基幹保育所を中心に、地域や関係機関との連携を深めながら、保育体験や子育て相談などを行っていきます。	子育て家庭交流の機会となるイベント（地域交流）は各園毎月1回、園庭開放、育児相談等は毎日全園で行っている。特に基幹保育所は週1回の地域交流を年間通して実施している。高齢者と園児の世代間交流、中学生の保育園見学、年長児の小学校との交流、基幹保育所の調整で、地域の保育施設や子育て支援センターとの交流も行った。	B	子育て家庭の交流イベントは14園で実施。コロナ禍でも園庭開放は継続し、遊び場所の確保や、イベントを入口として交流や育児相談等子育て支援につながった。コロナ禍で休止していた世代間交流等も令和5年度から再開し、高齢者や中学生など地域の様々な世代との交流の機会となっている。交流事業は、引き続き参加しやすい内容や周知方法を工夫していくと共にコロナのため一度縮小した様々な世代との交流も内容を工夫しながら発展させていく。	B

●基本目標1 「子育て支援の充実」

施策の柱	個別事業に対する評価								
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和5年度			
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況		
							令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで		
							事業の評価及び課題等	事業達成状況	
柱1 子育て支援	10	ブックスタート事業	総合市民図書館（子育て企画課・健康づくり課）	1歳6か月児健診を受診する子どもとその保護者を対象に、健診終了後、ボランティアや図書館職員が絵本を読んだり、メッセージを伝えたりしながら絵本を手渡し、絵本を介した心ふれあう時間を持つきっかけをつくります。	市民図書館・市民図書室、子育て支援センターなど各地域の様々な場を活用し、ブックスタート事業の周知を図るとともに、事業前後のフォローアップとして各種保健事業時等に啓発リーフレットを配付します。職員とボランティアの交流会・研修会の内容や機会の充実に取り組み、ブックスタート事業の目的の共有化や資質向上をめざします。	新型コロナウイルス感染防止対策のため、ボランティアは少人数の参加とし、読み聞かせは内容の紹介程度にするなどの対応をとっていたが、7月中旬から以前の実施方法に戻して読み聞かせを再開した。健診参加者への絵本の手渡しや啓発リーフレットの配布は予定どおり実施できた。（配布人数3,156人）ボランティア交流会、研修会をともに1回開催した。今後も実施方法などについて、関係各課と連携しながら検討していく。	A	コロナ禍で本来の読み聞かせはできなかった時期があったものの、健診参加者への絵本の手渡しや啓発リーフレットの配布は予定どおり実施できた。また、コロナ禍でボランティア登録者が減少したため、新規登録者の募集を行って行く。	A
	11	保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大	子育て企画課	藤沢市保育所整備計画に基づき、認可保育所などの保育施設の新設整備や再整備による定員拡大を行うとともに、待機児童の9割を占める1～2歳児の受け皿を確保するため、既存保育施設の空きスペース等の活用や保育士確保の強化などにより、保育の受け入れ枠の拡充を図ります。	待機児童の9割以上を占める1～2歳児の保育ニーズに対応するため、認可保育所及び小規模保育事業の公募による新設整備や既存保育施設を活用した保育の受け皿確保をはじめ様々な事業を推進することにより国基準の待機児童解消をめざします。	既存認可保育所の再整備や1～2歳児の受け皿確保のため、継続して年度限定保育事業を実施した。一方で、施設の新設整備については、供給過多とならないよう、慎重に検討し、公募は行わないこととした。今後は、就学前児童数の推移や保育需要の動向を見極めながら、需要量を精査し、対策を講じることが必要である。	B	「子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込みに対応するため、令和2年度から令和6年度までの5カ年計画である「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」に基づき、認可保育所及び小規模保育事業所の新設整備や老朽化による既存保育施設の新設整備等を行った結果、令和6年度の見込みを含め5年間で合計783人（増減込み）の定員拡大が図られ、令和3年・4年の4月1日時点の待機児童数（国基準）はゼロとなった。	B
	12	延長保育事業の充実	保育課	保護者の就労時間等の都合により、利用時間を超過して保育が必要な場合に行う延長保育事業を実施します。	多様化する保護者の就労形態や保育ニーズに対応するため、地域の実情や利用状況等を踏まえ、引き続き延長保育事業の充実に取り組みしていきます。	認可保育所等において、継続的に延長保育事業を実施した。	B	公立・法人立認可保育所において延長保育事業を実施し、多様化する保護者の就労形態と保育ニーズへの対応を図った。	B
	13	休日保育事業の実施	保育課	保護者の勤務等により、日曜日や祝祭日に家庭での保育が困難な乳幼児に対し、休日保育事業を実施します。	保護者のニーズや地域の実情等を踏まえ、実施施設の拡充等を検討します。	保護者の多様化する保育ニーズに対応するため、市内3カ所で休日保育を実施した。令和5年度利用児童数：1,097人	B	今後についても、保護者の多様化する保育ニーズに対応するため、市内3カ所で休日保育を実施する。令和6年度10月から予約システムの導入を行い利用者や実施施設の利便性向上を図っていく。	B
	14	病児・病後児保育事業の推進	保育課	乳幼児が病気やその回復期にあるため集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育を行うことができない場合に、保育施設や医療機関において一時的に保育を実施します。	病児保育事業は、第1期計画期間中に整備を進めている藤が岡保育園での実施や医療機関との連携による整備を進めています。今後は、前述の事業の実施状況のほか、地域ニーズの動向や利用者の利便性等を踏まえ、必要な整備を検討していきます。	病気等の回復期に至らない児童を対象に、医療機関併設型1施設、認可保育所1施設において病児保育事業を実施した。また、病気の回復期にあるが、安静の確保に配慮する必要がある児童を対象に、認可保育所3施設において病後児保育事業を実施した。今後も教育・保育提供区域ごとのニーズをとらえ、事業の拡充を検討していく。	B	計画期間に2カ所の病児保育事業を開始することができたが、新型コロナウイルス感染症の流行と重なった時期での事業開始であり、また、病後児保育事業の利用者も増加傾向にあることから、より地域ニーズにあった事業拡充を検討していく。	B
	15	保育所等における児童への安全・安心な保育の提供	保育課	保育所等において、安全・安心な保育を提供できるよう、アレルギー対応や感染症予防、事故防止のほか、園外活動における注意事項等について情報提供を行います。	保育所等に対し、引き続き必要な情報提供や研修の開催、助言等を行うことで、安全・安心な保育の提供を図っていきます。園外活動における安全確保に関する情報提供を行っていきます。	健康、保健、給食や園外活動における安全確保など、安全・安心な保育に必要な情報を提供するとともに、研修案内等を行った。	B	新型コロナウイルス感染症の流行下の際には、対応マニュアルを作成し、児童と保護者と施設側と情報共有し、安全確保に努めた。	B
	16	幼稚園、保育園等職員への支援の充実	子ども家庭課	発達に特別な支援が必要な子どもに関する相談を受け、幼稚園、保育園等を巡回し、子どもの成長につながる支援方法の助言を行います。また、スキルアップをめざして研修の充実を図ります。	一人ひとりの特性や能力に応じた支援方法の助言や発達障がいへの理解を促すための啓発事業を実施し、教育・保育の質的向上を図ります。	【実績】 ・巡回コンサルテーション40回 ・地域サポート巡回34回 ・支援者向け研修会12回  【課題と今後の取組】 配慮が必要な子どもへの対応方法や、その保護者への支援に苦慮するケースの相談が多く、専門的支援のニーズが高まっている。配慮の必要な子どもが集団の中で安心して過ごせるよう、支援者のスキルの向上を図る。	A	配慮が必要な子どもへの理解や対応方法など、支援者が保育の中で活かせるよう研修会及び巡回事業を継続して行ってきた。令和6年度は、園全体で発達支援のシステムを構築・運用していけるよう、対象者を園長や主任とし、リーダー的な役割を担う支援者の能力を発展できるような研修も実施していく。	A
	17	法人立認可保育所における保育内容の充実	保育課	国の基準を上回る市独自基準での保育士の配置を行うための人件費、また施設運営の安定化を目的とした管理費などの助成により、法人立認可保育所の運営支援を行います。	法人立認可保育所の安定運営への支援により、多様な保育ニーズへの対応と保育環境の充実を図ります。	安定的な施設運営と保育内容の充実を図るため、人件費・管理費などの運営費を助成するとともに、保育士の確保に向けた補助事業を実施した。今後も、多様化する保育ニーズに対応し、保育環境の充実を図るため、引き続き保育所への支援を行っていく。	B	法人立認可保育所の保育内容の向上及び施設運営の安定を図るため、設置法人に対し、保育所の運営費や特別保育事業の実施に係る経費等を助成するとともに、保育士確保に向けた各種補助事業を実施した。	B
	18	保育サービスの第三者評価の実施	保育課	保育の質の維持・向上を図るため、公正で中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から、保育内容等を評価する第三者評価を実施します。	保育の質の確保に向けて、引き続き、公立保育所における第三者評価を実施していきます。また、法人立認可保育所においても、第三者評価の実施を推進していきます。	公立保育園において、継続的に第三者評価を実施した。今後も、引き続き保育サービスの質の維持・向上を目的に、第三者評価の実施を推進していく。	B	令和2年度は2園。3年度以降はおおむね5年を目途として3園ずつ実施した。全職員で自園の良いところを再認識するとともに改善すべき課題の共有と実践に向けた取り組みが図れている。	B
	19	基幹保育所を中心とした保育施設との連携や交流・支援の充実	保育課	公立保育所のうち4園を「基幹保育所」と位置づけ、教育・保育提供区域ごとに基幹保育所を中心とした保育関連施設との連携や交流、支援を行う体制づくりを進めます。	基幹保育所として位置づけた公立保育所4園は、これまで蓄積してきた専門知識やノウハウを活用し、地域全体の保育の質の確保に向けた調整役を担っていきます。基幹保育所を中心とした保育関連施設との連携や交流を深め、地域における子育て支援の充実を図っていきます。	教育・保育提供区域ごとに「交流研修」を開催し、保育施設同士の交流や、保育の質の確保につなげることができた。小規模保育事業所や藤沢型認定保育施設に地域子育て支援担当が年2回程度訪問し、情報共有や相談などを行った。	B	藤沢市保育施設全体を対象とする研修を実施したり、教育・保育提供区域ごとの研修や交流の機会を調整したり、保育施設を巡回訪問し情報提供や相談を行うなどの取組を実施することで保育の質の担保につなげることができた。引き続き保育施設との連携や支援、交流の調整等進めていきたい。	B

●基本目標1 「子育て支援の充実」

施策の柱	個別事業に対する評価									
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和5年度		令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで		
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	事業の評価及び課題等	事業達成状況	
柱2 乳幼児期の保育・教育の充実	20	届出保育施設の認可施設への移行支援	子育て企画課	認可保育所・小規模保育事業所への移行を支援します。	認可保育所・小規模保育事業所への移行を希望する届出保育施設に対して移行支援を行います。	令和2年度までに、計画していたすべての施設の移行支援が完了した。		認可保育所等の新設整備等と並行して、届出保育施設の認可施設への移行を進めたことにより、令和3年度に国基準の待機児童が解消された。		
	21	届出保育施設への支援	保育課	届出保育施設を利用する児童の健康診断や職員の保菌検査等に要する経費の一部を助成し、施設の安全で衛生的な保育環境の維持を支援します。	届出保育施設の利用児童の健康診断等、安全で衛生的な保育環境の維持に係る費用の一部を助成することにより、施設の保育環境の充実を図ります。	届出保育施設を対象に、利用児童の健康診断や調理員の保菌検査等に係る費用の一部を助成することにより、施設の安全で衛生的な保育環境の充実を図った。	B	令和2年から令和6年度までの各期間において、施設への助成を行った。引き続き、施設の安全で衛生的な保育環境を保つため、継続していきたい。	B	
	22	藤沢型認定保育施設への支援	保育課	待機児童の解消を図るため、認可外保育施設からの申請に基づき、市が定める基準を満たす施設を「藤沢型認定保育施設」として認定し、運営費の助成を行います。	待機児童の受け皿確保を図るため、引き続き、藤沢型認定保育施設への助成事業を行っていきます。	藤沢型認定保育施設への運営費の助成を行った。また、待機児童の解消を図るため、令和6年度4月に向けて認定施設を1施設増やし、保育の受け皿の拡充を行った。	A	令和2年から令和5年までの間、認可保育施設が増加した一方で、藤沢型認定保育施設は減少傾向にあったが、待機児童が増加傾向にある中、改めて重要性が増している。物価や賃金上昇の中、補助額の拡充や、加配制度などの追加給付等も施設からは求められている。	A	
	23	実費徴収に係る補給給付を行う事業	保育課	認可保育施設や幼稚園等を利用する児童の保護者が各園に支払う給食費、教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。	国が定める補給給付の基準に基づき、実費負担に対する助成を行うことで、低所得者の経済的な負担軽減を図ります。	認可保育施設における教材費や行事参加費、また幼稚園利用者が負担する給食費に対して助成することにより、経済的な負担軽減を図った。	B	令和2年度から令和6年度の各期間において、実費徴収に係る補給給付を行う事業を行った。引き続き、低所得者の経済的な負担軽減を図っていきたい。	B	
	24	幼児教育の振興	保育課	幼児教育の振興を図るため、市内の私立幼稚園及び幼児教育施設に対し、教材教員等の購入費及び健康管理事業費を助成します。	教育環境の整備や衛生管理事業の充実を図るため、引き続き幼稚園等に対する助成を行っています。2019年（令和元年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえ、事業の見直しを検討していきます。	教育環境の整備や衛生管理事業の着実な実施を目的に、引き続き、幼稚園や幼児教育施設に対する助成を行った。	B	教育環境の整備や衛生管理事業の着実な実施を目的に、幼稚園・幼児教育施設（40～42施設 ※申請の有無により変動）に対する助成を行った。対象施設の園児数の減少等により、対象園児数は減少傾向にある。	B	
	25	幼稚園における預かり保育の推進	保育課	保護者の就労等、保育ニーズの高い児童が幼稚園を利用できるよう、幼稚園における預かり保育の推進に向けた支援を行います。	保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園における預かり保育事業の充実に向けた支援を行っています。	預かり保育の実施に係る人件費の補助を行った。預かり保育の充実により、預かり保育の利用者数が増加し、保育ニーズの高い保護者への対応が図られた。引き続き、保育ニーズの高い保護者への充実した支援を行うため、預かり保育の長時間化など預かり保育の拡充推進に向けた検討を行う必要がある。	B	預かり保育の利用者数が増加し、保護者の多様な保育ニーズへの対応を図ることができた。保育需要の増加を踏まえ、預かり保育の長時間化など、保護者の保育ニーズに対応した事業の充実を検討する必要がある。	B	
	26	幼稚園に対する認定こども園への移行支援	保育課	多様な保育ニーズに対応するとともに、待機児童の解消を図るため、認定こども園への移行を希望する幼稚園への支援を行います。	2019年（令和元年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえ、各施設の個別事情等に留意する中で、引き続き、移行に向けた支援を進めていきます。	令和5年度中に市内幼稚園数園から移行についての相談はあったものの、職員や利用保護者へ周知するための期間不足や職員からの意見等により、各園とも実際に移行に踏み切れなかった。今後もスケジュールを考慮しつつ、各施設の個別事情等に留意し、認定こども園への移行に向けた支援を進めていく。	B	市内幼稚園1施設が令和4年度に認定こども園に移行した。令和7年度に向けた相談などもあるため、今後もスケジュールを考慮しつつ、各施設の個別事情等に留意し、認定こども園への移行に向けた支援を進めていく。	A	
柱3 子どもの居場所の充実	27	放課後児童健全育成事業	青少年課	放課後、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。	教育委員会と連携を図りながら、放課後児童クラブの整備・運営を行います。待機児童の解消のみならず、条例に定められた基準を満たさない定員設定となっている放課後児童クラブの定員の適正化も図ります。他の放課後の居場所事業との連携を図りながら放課後児童クラブの整備・運営を進めます。	第2期放課後児童クラブ整備計画に沿って放課後児童クラブの整備を行い、令和6年度からは3小学校区3クラブを新規に開所することとなった。今後も計画に沿った整備を進める。また、整備に伴い、既存の放課後児童クラブのうち3小学校区7クラブを令和6年度からは条例基準とおりの定員設定で運営することとなり、定員の適正化についても整備と合わせ進める。	B	【評価】 第2期放課後児童クラブ整備計画どおり、放課後児童クラブの整備を進めることができています。 【課題】 上記計画に沿って児童クラブ整備を進めているが、一部小学校区において予測を上回る必要がある。現状を把握し整備を進め、待機児童の解消を目指す。	B	
	28	放課後子ども教室推進事業	青少年課	放課後などに小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な居場所（遊び場）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	放課後の子どもの居場所がない小学校区を優先的に、教育委員会と連携を図りながら、放課後子ども教室の拡充を行います。事業実施にあたっては、放課後児童クラブとの一体型もしくは連携型での運営を図ります。	既存の放課後子ども教室においては、コロナ禍で縮小していた事業をコロナ禍以前の形式に戻し、実施日及び利用人数を増加させることができた。新規拡充に向けては、令和6年度からの本格実施を目指し、御所見・善行小学校にて令和5年11月から試行実施を行い、調整を行った。	A	【評価】 長期間、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により既存の放課後子ども教室事業の実施について活動自粛となるなど、実施小学校との連携強化にとどまっていたが、令和5年度は2校の新規設置に向け、関係機関と調整し試行実施を行うことができた。 【課題】 設置校の拡大において、実施場所や担い手の確保が大きな課題である。拡大にあたっては、学校や地域の意見を取り入れ、保護者及び児童・従事者が安心して活動できるよう検討を重ねる必要がある。	B	
	29	公民館での子ども開放事業の実施	生涯学習総務課	子どもたちが様々な遊びなどの体験や異年齢での交流ができる機会を提供するため、公民館において子どもたちが自由に利用できる開放事業を実施します。	引き続き公民館において、子どもを対象とした施設開放事業等を実施することにより、子どもの体験や交流の機会を設けます。	■学習室開放事業 参加者：711人 藤沢、村岡、片瀬、遺跡、長後、辻堂、湘南大庭 ■卓球・バドミントンのべ参加人数：2,037人（成人含） 鶴沼、村岡、六会、片瀬、辻堂、湘南大庭、湘南台 そのほか、「ラジオ体操」や「ビーチボール」などの種目の開放事業を実施し、参加者同士の交流や健康増進を図った。	A	計画期間中に新型コロナウイルス感染症が蔓延した時期が含まれており、開放事業自体の中止や、定員制限や事前申込の方式で縮小して実施したことが多かった。コロナがら類に変更されて以降の令和5年度は、参加者も戻ってきている。今後も、公民館に気軽に訪れることができる開放事業は実施していく。	B	

●基本目標1 「子育て支援の充実」

施策の柱	個別事業に対する評価										
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和5年度		令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで			
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	事業の評価及び課題等		事業達成状況	
柱3 子どもの居場所	30	学校体育施設開放の充実	スポーツ推進課	子どもに親しみのある小・中学校の体育施設を開放することで、スポーツ活動の充実を図り、心身の健全育成を図ります。	学校開放事業の充実を図るために、学校、地域団体などからの意見をうかがう中で、効果的かつ効率的に事業を実施します。	市内小学校（35校）及び中学校（19校）の体育施設の開放を実施しました。また、4～6月頃に年に一度、各学校ごとに行われる学校施設市民利用運営協議会の会議に出席し、利用者・学校長等の意見徴収を実施しました。利用者側と運営側の利用手続きにかかる負担を減らすことが課題です。 ●令和5年度利用実績（延べ） 校庭：146,533人 体育館：106,833人 プール：3,864人	B	小・中学校の体育施設の開放を実施し、スポーツ活動の充実、心身の健全育成に概ね寄与しています。関係者の事務負担を減らすことは課題ですが、運営協議会ごとに運営方法が異なるなど、改善に向けて今後も継続した検討が必要になります。また、老朽化する体育施設や備品等の修繕・新規購入等により、安全に利用できる環境づくりをめざします。			B
柱4 子育て支援のネットワークづくりと人材の活用	31	子育てに関する情報提供の充実	子育て企画課	藤沢市ホームページをとおした子育て情報発信のほかに、安心して子育てができるよう、各種子育て支援サービスの情報をまとめた冊子「ふじさわ子育てガイド」やスマートフォンアプリを活用した「子育てアプリふじさわ」による情報発信の充実を図ります。	「ふじさわ子育てガイド」について、子育て家庭にとってよりわかりやすくなるように内容の充実を図ります。藤沢市ホームページや「子育てアプリふじさわ」をとおして最新情報を発信します。	藤沢市の子育て支援に関する情報をまとめた「ふじさわ子育てガイド」を7,000部発行し、転入届時や出生届時に周知を行った。また、市ホームページや「子育てアプリふじさわ（母子モ）」を活用し、子育て支援に関する情報発信を行った。「子育てアプリふじさわ（母子モ）」の登録者数は年々増加しており、前年度比1.07倍の9,314人となった。	B	「ふじさわ子育てガイド」は、出生届提出時と転入時の配布であったが、今後は更に妊娠届提出時から配布し、育児情報を広く周知していく。「子育てアプリふじさわ（母子モ）」の登録者数は令和2年度の6,789人から2,525人増の9,314人となったが、引き続き広く周知していく必要がある。			B
	32	市民との協働による子育て支援ネットワークづくり	子育て企画課	子育て家庭などに対する情報提供や子育て支援グループの交流を目的に市民との協働による地域版「子育て応援メッセージ」の実施を支援します。	地域の特色を生かした地域版「子育て応援メッセージ」が継続して開催され、地域における子育て支援活動の充実が図れるように支援します。	市内全13地区にて、地域版「子育て応援メッセージ」を開催。各地域の公民館等を中心に、藤沢市内の子育てを応援する方々や子育てに関わる団体やサークルが情報提供を行った。親子や子育てにかかわる方々が、楽しみながら交流できる機会となった。	A	市内13地区すべてで、地域版「子育て応援メッセージ」を開催することができた。子育て企画課からは、支援センターやつどいの広場等の情報提供を主に行ったが、メッセージから足を運ぶきっかけになるよう、令和6年度以降も継続していく。			A
	33	公民館での子育て支援・親子の交流事業の実施	生涯学習総務課（子育て企画課）	乳幼児から未就学児とその保護者を対象とした保育室開放事業や、地域版「子育て応援メッセージ」等を実施します。	引き続き公民館において事業を実施することにより、公民館での子育て支援・保護者同士の交流の推進を図っていきます。	■地域版子育て応援メッセージのべ参加人数：1,890人 鶴沼、村岡、明治、御所見、遠藤、長後、辻堂、湘南大庭、湘南台 そのほか、地域の保育ボランティア、図書ボランティア等の協力を得て保育室開放を開催し、地域の未就学児と保護者が交流する機会を設けた。	A	計画期間中に新型コロナウイルス感染症が蔓延した時期が含まれており、事業自体の中止や縮小して実施したことが多かった。コロナが5類に変更されて以降、事業開催はできているため、今後も継続した事業の実施により、公民館での子育て支援や親子の交流の推進を図っていく。			B
	34	民生委員児童委員及び主任児童委員の活動の充実	福祉総務課	子ども青少年部・神奈川県中央児童相談所との連携を強化し、各種研修会、行政機関・関係団体との懇談会を開催し、識見の向上に努めます。また、各地区市民センター・公民館・（社福）藤沢市社会福祉協議会・地域団体で実施する子育て支援事業に協力します。	継続して研修会等の知識向上の機会を設けるとともに、関係行政機関からのサポート体制を強化することで、複雑化・多様化する課題に対応します。	市民児協では全地区研修会のほか、児童福祉対策部会と主任児童委員連絡会で研修会及び視察研修を開催した。その他行政機関等が主催するウェブ会議や研修会にも参加し、知識の習得と関係機関との交流を図った。子育て支援事業（ふたご・みつごちゃんのフリースペース事業、子育てサロン等）に協力し、地域における子育て支援の充実を図った。今後も会議や研修をとおして学びや交流の場を設け、関係機関等との連携を強化していく。	A	令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルスの影響により対面での研修会や会議を見送り、オンラインやDVD視聴による方法で開催した。令和5年度からは対面での研修会等を再開し、民生委員・児童委員全員を対象とする全地区研修会のほか、児童福祉対策部会と主任児童委員連絡会で研修会および視察研修を開催した。その他行政機関等が主催するウェブ会議や研修会にも参加し、知識の習得と関係機関との交流が図られた。令和6年度も市民児協では研修会の開催を計画しており、その他行政機関等が主催する研修会等にも参加する予定である。また、子育て支援事業に協力し、地域における子育て支援の充実を図っていく。			A
	35	地域の情報化とネットワーク化	福祉総務課	民生委員児童委員及び主任児童委員は、ともに子ども青少年部と神奈川県中央児童相談所との情報交換を行う機会を設け、事例検討等の機会の充実に努め、ネットワーク化を推進します。	継続して情報交換・事例検討の機会を設けるとともに、関係行政機関からのサポート体制を強化することで、虐待防止を含めた情報収集ネットワークを構築します。	主任児童委員連絡会を年4回開催し、市子ども家庭課虐待相談員と神奈川県中央児童相談所児童福祉司との情報交換や事例検討を行った。また、児童養護施設等への視察研修を実施した。今後は主任児童委員連絡会や研修会を実施し、ネットワーク化を推進していく。	A	主任児童委員連絡会を年2回から4回開催し、市子ども家庭課虐待相談員と神奈川県中央児童相談所児童福祉司との情報交換や事例検討を行った。また、児童相談所の機能と地域との連携についての研修会や、児童養護施設等への視察研修を実施し、情報収集ネットワークの強化を図った。令和6年度も主任児童委員連絡会を年4回、視察研修を実施し、関係機関との情報交換や事例検討等の機会の充実に努め、ネットワーク化を推進していく。			A
	36	地域福祉における手続・相談体制の充実	地域共生社会推進室（市民センター・公民館）	市民センター及び村岡公民館に地区福祉窓口を設置し、福祉や保健、子ども・子育てに関する手続、相談及び情報提供を行います。	申請等の諸手続とともに、初期対応型相談窓口として生活上の多様な相談に対応しながら、地域の支援機関や活動団体等との連携の要となるよう体制を整えます。	地区福祉窓口における子ども・子育てに関する手続・相談は、13,378件であった。（令和4年度 14,796件）児童手当の電子申請・現況届郵送手続等申請方法が充実し、定着してきていることから件数は年々減少している。引き続き手続業務や相談業務の充実を図っていく。	A	【評価】地区福祉窓口における子ども・子育てに関する手続・相談は、令和2年度が15,380件・令和3年度が16,001件・令和4年度が14,796件・令和5年度が13,378件と減少傾向にあるが、これは、電子申請等による申請方法が定着してきていることによるものだが、地区福祉窓口での対面の相談は一定数ある。 【課題】複合的な相談も増えてきており、困難性が増している。それ故か、短期間で離職をする地区福祉窓口相談員も増えている。			A
37	子育てボランティアの養成	子育て企画課	子育て支援に関する研修や情報交換会を行い、地域の子育てを支える人材の育成を行います。	受講しやすく内容の充実した研修を行い、子育てボランティアを育成します。	子育てボランティアを養成するため、9月に「子育てボランティア養成講座」を開催し、7人が新たに子育てボランティアに加わり、合計59人となった。また、子育てボランティアとして活動している方の支援を目的として、「子育てボランティア情報交換会」を2月に開催した。ボランティアの人数は確保できているものの、地区により人数の偏りがあることが課題。	B	ボランティアの人数の確保は不足なく行っていくことができた。課題としては、各地区のボランティアの人数に偏りがあるため、希望どおりに配置できないことが多い。今後は親子の居場所の確保だけではなく、居心地のよい場所を目指すことを踏まえ、地区のバランスを見て子育てボランティアの人材育成および確保を行っていく。			B	

●基本目標1 「子育て支援の充実」

施策の柱	個別事業に対する評価								
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和5年度		令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで	
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	事業の評価及び課題等	事業達成状況
柱4 子育てと支援材のネットワーク	38	保育者セミナー	生涯学習総務課	公民館事業で保育ボランティアとして活動している方を対象に、保育活動に必要な知識や技能の向上を目的とした研修会（セミナー）を実施します。	保育ボランティアの養成を行うことにより、保育に係る資質の維持・向上を図ります。	■保育ボランティア養成講座のべ参加人数：31人 御所見、辻堂 各地域で活動している保育ボランティアの知識、能力向上を図った。	A	各地域で活動している保育ボランティアの知識、能力の向上を図るための講座の開催と、併せて募集をおこなった。今後も、地域の実情に応じて保育ボランティアに関する事業を実施する。	A
	39	地域でのおはなし会の開催	総合市民図書館	おはなし会ボランティアと連携して、おはなし会を行い子どもが本に親しむ機会をつくります。	各市民図書館・市民図書室のおはなし会ボランティアと連携して子どもの発達段階や多様性に応じたおはなし会等を開催します。子どもに関わる施設及び団体等に対し、資料の団体貸出や情報提供、来館おはなし会の受け入れなどを行います。ボランティア交流会や研修会を開催し、参加の機会を増やすとともにボランティアと職員相互の交流を深め、情報共有に努めます。	コロナ禍以前より開催回数は減少したものの、4市民図書館11市民図書室においておはなし会を開催した。会場が狭く定員に制限がある図書室では公民館施設で開催した。ボランティア交流会は、計画どおり4回開催し、各図書館、図書室での取り組みなどについて図書館職員とボランティアとの間で情報共有を行うことができた。また、研修会も計画通り会場開催2回開催した。今後もボランティアと連携しながら子どもたちが本に親しむ機会を提供できるよう取り組んでいく。	A	コロナ禍以前より開催回数は減少したものの、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながらおはなし会を実施することができた。研修会についてはオンライン形式に変更する等して開催した。今後もより良いおはなし会の開催のため、ボランティア交流会及び研修会等の実施については、内容の充実について検討していく。	A
柱5 経済的負担の軽減	40	幼児教育・保育の無償化における保育料の負担軽減	保育課	幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育施設等を利用する3歳以上の児童及び2歳以下の非課税世帯の児童を対象に、保育料の負担軽減を行います。	未就学児に教育・保育の機会を保障するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法に基づき、保育料の負担軽減を行っていきます。	幼稚園や私設保育施設等を利用する世帯に対し、一定の条件のもとに施設等利用費を支給し、保育料負担の軽減を行った。	B	今後は児童数の減少などが想定されるが、引き続き幼稚園や私設保育施設等を利用する世帯に対し、一定の条件のもとに施設等利用費を支給し、保育料負担の軽減を行っていく。	B
	41	藤沢型認定保育施設利用者への助成	保育課	認可外保育施設のうち、市が定める基準を満たして認定した「藤沢型認定保育施設」の利用者の経済的負担軽減を図るため、2歳以下の課税世帯で、一定の要件を満たす児童を対象に、利用料の一部を助成します。	保護者の保育ニーズへの対応と経済的負担の軽減を図るため、引き続き、藤沢型認定保育施設利用者への利用料の一部助成を行っていきます。	藤沢型認定保育施設の利用者の経済的負担軽減を図るため、対象児童への利用料の一部助成を行った。	B	対象児童の減少などが想定されるが、引き続き藤沢型認定保育施設を利用する世帯に対し、一定の条件のもとに利用料の一部助成を行っていく必要がある。今後、認可保育施設の保育料の見直しがある場合には、施設利用料の上限額と合わせて見直しを検討していく必要がある。	B
	42	幼児教育施設利用者への助成	保育課	認可外保育施設のうち、市が幼稚園に準じる施設として認定した「幼児教育施設」の利用者の経済的負担軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化の対象とならない満3歳以上の児童を対象に、保育料の一部を助成します。	保護者の多様な教育・保育ニーズへの対応と経済的負担の軽減を図るため、幼児教育施設の利用者に対して保育料助成事業を行っていきます。幼児教育・保育の無償化実施後の幼児教育施設の運営状況や国の動向等を踏まえ、5年後を目途に事業の見直しを検討します。	国の無償化制度の対象とならない幼児教育施設及び各種学校等の利用児童を対象に、教育・保育の機会を保障し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、保育料相当額を助成した。今後は、令和7年度に予定する国の利用支援事業への移行に向けて取り組んでいく。	B	対象児童数は減少傾向にあるが、補助対象となる施設種別の拡大（各種学校等）等の要因により、対象施設数は年々増加している（令和5年度末時点で、市内外各25施設）。今後は令和7年度の利用支援事業移行に向け、具体的な検討を行っていく。	B
	43	小児医療費助成事業	子育て給付課	中学校修了前までの児童の入通院（中学生は所得制限有。保護者の所得が児童手当の所得制限限度額未満）の医療費の助成を行います。	2019年（平成31年）4月から対象年齢を拡大し、より多くの児童が対象となった小児医療費助成事業を安定的に継続していくことで、子育て家庭の経済的負担の軽減と小児の保健の向上と福祉の増進を図ります。	0歳から中学校3年生までの児童の入通院に係る医療費の助成を行った。 ○年間延べ対象者 663,173人 年間助成件数 1,011,954件 年間助成額 2,159,013,154円 令和6年4月から助成対象年齢を18歳まで拡大。	A	令和5年4月から中学生の所得制限を撤廃し、令和6年4月からは助成対象年齢を18歳まで拡大したことにより、令和6年の助成対象者が令和2年の54,818人から約10,000人増の65,000人程度となることを見込んでおり、すべての子どもが等しく医療を受けられる環境が整備できてきた。今後は住民異動の手続き等にて申請漏れのないよう、未申請者への申請勧奨や広報等による制度周知を継続していく。	A
	44	児童手当の支給	子育て給付課	中学校修了前までの児童を養育している家庭等に、児童手当・特例給付の支給を行います。	児童手当法に基づき、中学校修了前までの児童を養育している家庭等に手当を支給することにより、児童を養育している家庭等の生活の安定を図ります。	児童手当法に基づき、中学校修了前までの児童を養育している家庭等に手当を支給した。今後も、児童を養育している家庭の生活の安定を図るため、継続して手当の支給を行っていく。 ○児童手当・特例給付 延べ児童数 569,112人 （一般分：567,975人 施設分：1,137人） 支給額 5,916,005,000円	令和4年度の制度改正により、原則毎年6月に提出していた現況届が不要となり受給者の負担が軽減されたが、所得制限が導入された。令和6年度には、①支給対象児童の高校生年代までの拡大、②所得制限の撤廃、③多子加算の見直し、④支給回数の変更の制度改正が予定されている。これにより、所得に関係なくすべての子どもが児童手当を受けられるようになり、子育てに伴う経済的負担を軽減し、児童の健やかな成長を図ることができる。制度改正について、個別通知、広報誌及びホームページ等で周知を図り、申請漏れがないように周知していきたい。	A	令和4年度の制度改正により、原則毎年6月に提出していた現況届が不要となり受給者の負担が軽減されたが、所得制限が導入された。令和6年度には、①支給対象児童の高校生年代までの拡大、②所得制限の撤廃、③多子加算の見直し、④支給回数の変更の制度改正が予定されている。これにより、所得に関係なくすべての子どもが児童手当を受けられるようになり、子育てに伴う経済的負担を軽減し、児童の健やかな成長を図ることができる。制度改正について、個別通知、広報誌及びホームページ等で周知を図り、申請漏れがないように周知していきたい。
45	未熟児養育事業	子育て給付課	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の給付を行います。	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が、正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療費の給付を行います。	母子保健法に基づき、2,000グラム以下の乳児、又は医師が養育を必要と認めた乳児に対し、入院に係る医療費及び食事代の給付を行った。 ○受給者数90人 年間受診件数238件 年間助成額25,340,974円	A	入院に係る医療費及び食事代の助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減に寄与した。対象者が漏れなく申請できるよう、指定医療機関との連携強化に加え、ホームページ等で制度周知を行っていく。	A	

●基本目標1 「子育て支援の充実」

施策の柱	個別事業に対する評価										
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和5年度		令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで			
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	事業の評価及び課題等		事業達成状況	
柱5 経済的負担の軽減	46	育成医療給付事業	子育て給付課	障がい児等の健全な育成を図るために必要な医療の給付を行います。	育成医療給付事業の該当者について、制度の周知を徹底することで、健全な育成と家庭の負担軽減をより一層推し進めていきます。	育成医療による治療を必要とする児童に対し、認定・給付を行った。 ○育成医療 支給認定件数 10件 年間受診件数 35件 年間助成額 499,362円	A	対象児童の保険診療の自己負担分を助成することによって、保護者の経済的負担の軽減と児童の健やかな成長に寄与した。 年度によって年間受診件数及び医療費が異なることから、年間助成額も年度によって大きく異なる。 対象者が漏れなく申請できるよう、指定医療機関との連携強化に加え、ホームページ等で制度周知を行っている。			A
	47	特別児童扶養手当の支給	子育て給付課	精神または身体に中程度以上の障がいのある児童を監護している方に、特別児童扶養手当の支給に関する手続きの経由事務を行います。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がいのある児童を監護している家庭に特別児童扶養手当の給付事務を行うことにより、障がいのある児童を監護している家庭の生活の安定を図ります。	政令に定める程度以上の障がい状態にある20歳未満の児童を養育している方に対して、特別児童扶養手当を支給するための事務を行った。（認定及び支給は神奈川県） ○受給権者数 731人	A	療育手帳の交付対象者等、手当を受給できる可能性のある方に対する周知について、関係各課へのパンフレットの配架、広報誌やホームページ等で周知を行っている。			A
	48	特定不妊治療費助成事業等の実施	健康づくり課	特定不妊治療及び不育症治療を受けた夫婦に対し、治療費の助成を行います。	特定不妊治療及び不育症治療を受けた夫婦に対し、治療費への助成を行うことにより、その経済的負担の軽減を図ります。	特定不妊治療費助成件数 23件、不育症治療費助成件数 1件 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）、不育症治療を受けた夫婦に対して、治療に要した費用を助成することにより、治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減が図られた。特定不妊治療については、令和4年4月から公的医療保険の適用となったことを受け、令和6年3月31日で市の助成制度は終了した。	B	特定不妊治療費助成件数は、令和2年度は636件、令和3年度は688件、令和4年度は664件という推移であった。 不育症治療費助成件数は、令和2年度は3件、令和3年度は2件、令和4年度は2件という推移であった。特定不妊治療（体外受精・顕微授精）、不育症治療を受けた夫婦に対して、治療に要した費用を助成することにより、治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減が図られた。 不妊治療については、計画期間中に保険適用になったことで事業を終了したが、それでもなお高額となる治療もあり、新たな費用助成について検討が必要である。			B
	49	障がい者等医療費助成事業	障がい者支援課	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、入院時の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	障がい児の医療に関わる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図ります。	継続して医療費の助成を行いました。 受給者人数 12,099人	A	障がいのある方は年々増加傾向にありますが、それに対応し、医療に関わる経済的負担を軽減することで、保健の向上と福祉の増進を図ることができました。 【受給者人数】 令和2年度 11,904人 令和3年度 12,076人 令和4年度 12,062人 令和5年度 12,099人 令和6年度 12,314人			A
	50	障がい児福祉手当の給付	障がい者支援課	20歳未満の重度障がい児で日常生活において常時介護を必要とする、身体障がい者手帳1級の一部及び2級の一部の方、知能指数20以下の方、精神障がい者保健福祉手帳1級またはその他常時介護が必要であると認められる方に支給します。	障がい児に対して手当を支給し、生活の安定と福祉の増進を図ります。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がい児に対して手当を支給しました。 月額 15,220円 受給者人数 210人	A	特別児童扶養手当等の支給に関する法律等に対応しながら、事業に取り組んでおります。			A
	51	障がい者福祉手当の給付	障がい者支援課	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、条例に基づき手当を支給します。	障がい児に対して手当を支給し、生活の安定と福祉の増進を図ります。	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、障がい児に対して手当を支給しました。 月額 4,000円 受給者人数 780人※20歳未満受給対象者数	A	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、障がい児に対して手当を支給しました。毎年受給者数は増加傾向にあり、制度周知等に引き続き力を入れてまいります。 月額 4,000円 受給者人数 令和2年度・・・738人 令和3年度・・・740人 令和4年度・・・753人 令和5年度・・・780人 ※20歳未満受給対象者数			A
	52	要保護準要保護児童生徒援助事業	学務保健課	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、医療費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを援助します。	子どもの貧困対策としての制度づくりを念頭に、支給費目等について見直しを検討していきます。	市立小・中学校等に在籍する児童生徒のうち、経済的な理由により就学困難と認められる児童の保護者2,468人、生徒の保護者1,482人に対し、学用品・通学用品購入費、中学校入学準備金、修学旅行費、社会見学費、林間臨海学校費、給食費、通学費、卒業アルバム購入費、めがね購入費の一部を援助した。 また、令和6年4月に小学校新1年生となる未就学の児童のうち、経済的な理由により就学困難と認められる児童の保護者426人に対し、小学校入学準備金を支給した。	A	市立小・中学校等に在籍する児童生徒のうち、経済的な理由により就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対し、学用品・通学用品購入費、中学校入学準備金、修学旅行費、社会見学費、林間臨海学校費、給食費、通学費、卒業アルバム購入費、めがね購入費の一部を援助した。 また、小学校新1年生となる未就学の児童のうち、経済的な理由により就学困難と認められる児童の保護者に対し、小学校入学準備金を支給した。			A
	53	特別支援教育就学奨励費事業	学務保健課	市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育に関わる費用の負担軽減のため、学用品費などの一部を援助します。	就学援助事業との整合を図りながら、事業の充実を図ります。	市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童の保護者208人、生徒の保護者96人に対し、学用品・通学用品購入費、新入学学用品費、修学旅行費、社会見学費、林間臨海学校費、給食費、通学費、交流学習費の一部を補助した。	A	市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童の保護者、生徒の保護者に対し、学用品・通学用品購入費、新入学学用品費、修学旅行費、社会見学費、林間臨海学校費、給食費、通学費、交流学習費の一部を補助した。			A

●基本目標2 「親子の健康の確保及び増進」

施策の柱	個別事業に対する評価					令和5年度		令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで		
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	取組実績、課題及び今後の事業計画		事業の 達成状況	事業の 評価及び課題等	事業 達成状況
柱1 妊産婦・乳幼児期への切れ目ない保健対策の推進	54	安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援（利用者支援の充実）	健康づくり課	子育て世代包括支援センター等を拠点に、母子保健サービスを妊娠前から継続的に提供することで、安全な妊娠を過ごし、無事出産を迎え、安心して子育てができるように支援します。	妊娠届出時や妊産婦健診の受診結果などの情報を、妊娠期の訪問等個別支援や産後ケア事業、乳児家庭全戸に訪問する「藤沢市こんには赤ちゃん事業」などの産後サポート等につなぐとともに、支援基盤の整備を図り、切れ目ない支援をより一層強化し、安心して子育てができるように支援します。 母子保健コーディネーターである地区担当保健師を中心にあらゆる支援の必要性を考慮し、保健福祉医療分野における関連機関との連携を強化し、困りごとを抱える子育て家庭の早期把握、早期対応に努めます。	【令和5年取組実績】 令和5年度母子健康手帳発行数：2,920人 伴走型相談支援(妊娠届出時面談(転入者除く))（令和5年2月～12月）：2,750人中約97.5%面談実施(未把握あり)。 ハイリスク妊婦数（令和5年1月～12月）：435人（13.2%） 妊娠期支援対応：ハイリスク妊婦のうち、79.1%の妊婦に電話相談を実施した。また、85.3%の妊婦が継続支援となった。 こんには赤ちゃん事業訪問数：2,936人 さんさんルーム：22回開催 延95組参加 ※感染症対策を講じながら実施した。 【課題及び今後の事業計画】 妊婦全員を対象とする妊娠届出時面談の実施率を高めるために、面談の周知方法や未実施者への対応策などを検討していく必要がある。さんさんルームは令和6年度より開催会場に湘南台市民センターも追加され、年間12回増える予定である。参加者数の経過をみつつ、開催会場・回数を検討していく。	B	【評価】 令和5年2月から伴走型相談支援事業を開始し、妊娠届出時から出産までの切れ目ない支援ができています。こんには赤ちゃん訪問事業に関しては、実施率の向上が認められている。 【課題】 妊娠届出時面談の実施率を上げて妊娠前から誰ひとり取り残さない支援をすることができるよう、転入者も含めた事業の案内方法や面談未実施者へのアプローチ方法を模索していく必要がある。 さんさんルームは令和6年より事業拡大となっているが、開催会場・回数が適切であるのかを参加者の傾向・推移をみつつ検討を図っていく。	B	
	55	乳幼児健診等の充実	健康づくり課	健やかな発育・発達のために、乳幼児健診の充実を図り、健診に関する満足度の向上をめざします。	乳幼児健診の周知や啓発を行い、受診率の向上をめざします。 ・4か月児健診受診率：98.0% ・9～10か月児健診受診率：98.0% ・1歳6か月児健診受診率：97.0% ・3歳6か月児健診受診率：94.0%	・4か月児健診受診率：97.5% ・9～10か月児健診受診率：97.5% ・1歳6か月児健診受診率：96.4% ・3歳6か月児健診受診率：93.3% 令和5年5月以降、幼児健診の受付時間の予約制をしながら集団指導の再開、会場の分散化を中止し、新型コロナウイルス感染症対策前の流れで実施をした。	B	評価：令和5年5月以降基本的な感染症対策を継続しながら、幼児健診の集団指導の再開、会場内の分散化の中止、相談の定員制限の緩和を行ってきた。乳幼児健診の保健指導の充実に向け対応をしているが、受診率は全体的に減少している。課題：新型コロナウイルスが蔓延している時には乳幼児健診の受診率が上がったが、感染症が落ち着いてきたところ、受診率が若干下がってきている。発育発達の早期発見と適切な支援につなげていくため、保健指導の充実を図りながら受診率の向上を目指す。	B	
	56	母子保健・育児に関する適切な情報提供	健康づくり課（子育て企画課）	妊娠からの情報提供に加え、発育・発達に応じた接し方や育児に関する基本的な知識を提供することで、子どもの健やかな成長を促し、保護者が安心して子育てに取り組めるよう支援します。	妊娠期や乳児期の母子の環境が大きく変わる時期に、乳児期の離乳食を中心とした教室等をおして、使える情報・技術を得ることで、子どもの育ちに対し、適切な対応ができるよう支援します。	・マタニティクラス（10月以降コース・対象等再編成）（4～9月）平日171人 土曜日185人（10～3月）食事と歯の健康64人 妊娠から産後の生活275人（YouTubeでの動画配信実施：動画総再生回数670回） もぐもぐ教室（7か月）：24回・278組 前年度より大幅に参加者が増加したためAとする。 今後も感染症を講じた上で事業の充実を検討していく。	A	評価：令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症対策により教室を中止した期間もあったが、ホームページへの資料・動画掲載等により情報提供を行った。 令和5～6年度は感染症対策を講じた上で、定員や内容の拡充を図り実施できた。「妊娠から産後の生活コース」は毎回定員に達する状況であり、ニーズが高いことが伺えた。「食事と歯の健康コース」においても、参加者アンケートで「とても参考になった」との意見が多く、参加者の満足度が高いことがうかがえた。 課題：「妊娠から産後の生活コース」は毎回定員に達するため、希望者が参加できない場合がある。希望者が参加できるよう、事業の運営方法を検討する必要がある。	B	
	57	「育てにくさ」を感じている親への支援	健康づくり課	保護者が子どもの発育や発達についての問題に気づき、理解を深め、孤立することなく育児ができるよう支援します。	就学を迎えるまでの間、乳幼児健診等からの相談に対応し、個々に必要な支援を利用してもらえるよう、就園していない児も含めた標準発達の普及啓発を行い、適切な時期の相談につなげることで、保護者が負担なく子育てに向き合え、就学できるよう支援します。	所属保育園・幼稚園を通じた年中児家庭ハリーフレットの配付と個別郵送、広報による周知を行った。配付対象数（年中児数）：3,419人	B	評価：配付対象園は増えているが、5歳児リーフレットの配布数は減少傾向。令和5年度広報から個別での問い合わせは件数はなし。 課題：保育園・幼稚園を通しての配付し、所属がない、市外の保育園等に通う子どもには、個別に郵送している。 今後、5歳児健康診査、支援実施に向け、医師会等の関係機関を含め検討を進める。	B	
	58	慢性疾患や障がい等により、長期療養や在宅医療が必要な児及び保護者への支援	健康づくり課	慢性疾患や障がいなどで、養育支援が必要な子どもと保護者に対して、育児や療養の支援を行うとともに、地域でのネットワークが効果的に図られるよう推進します。	慢性疾患に関する講演会・教室・交流会を通じた情報共有と交流、訪問等による個別支援を地区担当保健師を中心として実施し、より多くの対象に利用してもらえるよう工夫を図ります。	【令和5年度の取り組み】 ・未熟児訪問数191人。慢性疾患児訪問数65人。 ・未熟児保健指導教室は年間2回実施。 参加児数：延24人。 ・講演会は年間1回実施。 令和5年11月6日「超・極低出生体重児の成長・発達～小児科の先生が伝えたいこと～」 講師：神奈川県立こども医療センター新生児科部長 豊島勝昭氏 参加者数：58人 ・慢性疾患児家族交流会は年間2回実施。 （ダウン症のある児と保護者の交流会）参加者数：保護者6人、児5人、きょうだい児2人（口唇口蓋裂のある児と保護者の交流会）参加者数：保護者6人、児4人 【今後の事業計画、課題等】 ・令和5年度はダウン症サークルによる教室開催が年間3回に減少したため、保健センター事業としてのダウン症支援教室を実施。慢性疾患支援教室は基本的に市内のケース状況から同疾患や同症状で地区担当保健師から開催の申し出があった場合に実施しているが、ケース状況を把握し支援が必要と思われる疾患に関しては積極的に開催し、地区内での交流を深めて対象者の孤立感軽減に努めていきたい。	B	【評価】 令和2～3年は新型コロナウイルスまん延で事業縮小、感染拡大防止のため講演会・教室の中止をしていたが、令和4～5年は感染症対策を講じつつ事業再開をしている。講演会・教室では参加者の満足度も高く、慢性疾患児家族交流会では継続的な開催を希望する意見も多かった。講演会は令和4年から年1回のみ開催であったため、感染症の動向もみつつ年2回の開催を目標としていく。 【課題】 市内の未熟児・慢性疾患児ケースから、どのようなテーマの講演会・教室・交流会を開催するのがよいかを、傾向も踏まえつつ検討・開催していく必要がある。感染拡大防止のため、オンラインを活用した講演会を開催したこともあったが、今後も参加者のニーズを模索しながら、必要時は会場とオンラインどちらの参加もできるハイブリッド形式を開催方法として取り入れていくことで、より効果的な事業運営をしていく。	B	

●基本目標2 「親子の健康の確保及び増進」

施策の柱	個別事業に対する評価								
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和5年度	令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで		
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	事業の評価及び課題等	事業達成状況
柱2 「食育」の推進	59	母子歯科保健の充実	健康づくり課	妊産期から、家族の口腔衛生に関心を持ち、う蝕予防についての理解を促します。健康な歯を育てるための口腔ケアが受けられるように、関係機関との連携を図ります。	2歳児以降のう蝕率の増加が抑えられるように、う蝕のリスクについての保護者の意識向上のための啓発を行います。 ・2歳児歯科健診受診率：89.0%	2歳児歯科健康診査 84.7%	B	令和2年度新型コロナウイルス感染により一時集団健診を中止したが、指定医療機関での個別健診に切り替え実施。令和3年度からは感染対策を講じながら集団健診の体制を整備、一時中止していた個別相談・集団教育も徐々に再開、受診率も向上してきた。歯科保健に対する意識向上を目指し、かかりつけ歯科医を持ち定期的歯科健診につながるよう啓発に努めたが、女性の社会進出が増えたという背景から受診しやすい歯科医院希望の方もいる。児の発達に合わせた支援ができるよう今後も情報発信をしていく必要がある。	B
	60	第3次藤沢市食育推進計画「生涯健康！ふじさわ食育プラン」の推進	健康づくり課	藤沢市食育推進会議、食育講演会、ポスターやリーフレットによる食育の普及啓発、食育に関する講座の開催等を行います。	市民一人ひとりが自分に適した食生活を送る力を育むため、食育への関心を高め、実践につなげるための普及啓発を充実させます。	【令和5年度の取組】 ・食育推進会議の開催（6月、12月） ・食育講演会 6月27日(火) 「台所から始めるSDGs～持続可能な食育・暮らし方とは？ 今日からできる身近なSDGs～」 女子栄養大学 教授 井元 りえ氏 ・食育ポスター（継続掲示） ・食育リーフレット(小学1年生と子育て支援センター等に配布) ・小学生・中学生対象アイデア野菜レシピ募集（小学生162点、中学生42点の計204点） ・大学での健康教育（市内4大学） ・動画配信（1大学のみ動画配信と対面での健康教育の実施） ・コンビニ・スーパーと連携した普及啓発 野菜摂取促進（8～9月）49店舗 たんばく質摂取促進（10～11月）89店舗 ・その他普及啓発（広報ふじさわ3回、レディオ湘南3回、横断幕設置、食育リーフレット配布、図書館展示等）  【今後の事業計画】 第3次藤沢市食育推進計画及び藤沢市健康増進計画（第2次）に基づき、大目標及び4つの重点目標について、市民、各種団体と連携して食育を推進する。 令和5年度で食育推進会議は廃止、令和6年度から食生活対策推進協議会（地域保健課）で、食育推進計画について審議予定。	B	第3次藤沢市食育推進計画では、食育の4つの重点目標の1つに、若い世代（20～39歳）への食育の推進を掲げ、食育の推進を行ってきた。  各事業の取組内容については、計画的に実施し、事業実施の目的を達成することができた。  評価：第3次食育推進計画最終評価アンケートの調査結果（令和5年3月）によると、乳幼児期・青少年期においては、関係機関等による日頃からの健全な食生活の実践等、食育の取組が進められている。 一方、子どもの親世代または親になる可能性のある若い世代（20～39歳）では、健康づくりの実践ができていない人の割合が低い。  【健康づくりに関する項目から若い世代（20～39歳）の指標のみ抜粋】 （1）朝食を食べる市民（全世代変化なし） （2）主食・主菜・副菜のそろった食事（2食以上）を食べる市民 悪化（令和元年度：63.2%→令和5年度：57.2%） （3）1日に野菜料理を3皿（210g）以上食べている市民 20歳以上 悪化（令和元年度：24.6%→令和5年度：21.8%） （4）よく噛んで食べる市民 悪化（令和元年度：42.2%→令和5年度：36.8%） （5）塩分を控える市民 達成（令和元年度：21.5%→令和5年度：25.6%） （6）生活習慣病予防のために普段から気をつけた食生活を実践している市民 悪化（令和元年度：45.4%→令和5年度：42.3%）  課題：若い世代の健康づくりへの意識や習慣は、子どもの生活習慣につながることから、家族全体の食改善を目的とした食育の推進やその支援体制が必要。	B
	61	子どもの発育・発達に応じた食育の推進	健康づくり課	妊産期から栄養バランスの整った適切な食生活を確立し、乳幼児期では、子どもの食の自立が順調に進められるよう支援します。生涯健康であるために「家庭における子どもの食育」を推進します。	妊産期から家族の適切な食生活について学び、乳児期、幼児期にわたるまで「家庭における子どもの食育」を推進するために各教室を系統立てて実施します。	ごっくん教室参加者数：420組、もぐもぐ教室参加者数：278組、離乳食教室～実践編～参加者数：261組、はくばく教室参加者数：104組、食物アレルギー教室参加者数46組 感染対策を講じながら教室を実施できた。前年度より参加者が増加した教室もあった。また、令和5年3月に離乳食についてのホームページを作成し、教室参加者以外の方にも情報提供できるように体制を整えた。今後もより多くの方へ適切な情報提供を行い、乳幼児期の食生活について保護者の不安軽減につなげるため、ホームページの充実等を検討していきたい。	B	評価：令和2～4年度は新型コロナウイルス感染対策により教室を中止した期間もあったが、ホームページへの資料掲載等により情報提供を行った。 令和5～6年度は感染対策を講じた上で、定員や内容の拡充を図り実施できた。ごっくん教室は定員に達する回もあり、離乳食の始め方について保護者のニーズが高いことがうかがえた。 課題：1歳以降の教室の参加者数が年々減少していることが課題である。幼児期においても食生活に関する保護者の不安や負担軽減につながるよう、教室の実施回数や対象等、今後の事業について検討が必要。	B
	62	乳幼児（保育所）の食育の推進	保育課	子どもの健全な食生活と健全な心身の成長をめざし、子どもの食に関する関心と理解を深め、健全な食習慣の推進を図ります。	引き続き、市内で生産される食材を積極的に献立に取り入れるとともに、保育所でも野菜等を栽培し、給食を提供していきます。 給食食材や調理法等を周知するとともに、クッキング保育等を充実し、食に関する関心を深めます。	各園での野菜栽培及びクッキング保育の実施。市内産農産物（野菜、米、大豆等）を使用した給食を提供。また、生産者との交流会を実施。掲示物等で食材紹介を実施。 食材や給食を通して食育に取り組み、食に関する関心を深めた。	B	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、制限のあるなか食育に関して取組を行った。令和5年度から制限が緩和されたことにより、徐々に従来の取組を行う。世代間交流での食育のかかわり方については今後課題となっている。	B
	63	小・中学生の食に関する指導	学校給食課	市立小学校・市立養護学校の栄養士及び教諭や、学校給食課の栄養士が、様々な食育活動をおして食の大切さを児童生徒に伝えるとともに、保護者に対して食育の重要性についての周知・啓発活動を行い、親子の健康保持増進に努めます。	食育活動の実施や給食だより等の発行を市立小・中学校全校（54校）及び市立養護学校に行い、内容の充実を図ります。	小学校・特別支援学校において、食の啓発「大切です！食生活」を二次元コードにて周知。また小・特別支援学校では毎月「給食だより」を、中学校19校では栄養教諭が作成した「食育だより」を年4回発行し、家庭における食育推進を促した。また、小学校、中学校、特別支援学校全校において、「食に関する指導の全体計画」を作成し、教科と関連付け、学年に応じた指導の実施に努めた。小学校では食育授業の指導案をまとめた「食に関する学習指導案集」を参考にし、各学校で指導案の検討、食育授業の実践を進めた。中学校では朝食アンケートの結果をもとに食育講話を実施した。小学校では各校で試食会を開催し、保護者への食育を進め、家庭との連携を図った。「きゅうしよくフェア」については小・中学校の給食についての掲示資料を展示、中学校給食の試食会を通して、市民への食育の理解を促した。	B	コロナ禍で直接的な食育活動ができなくなった中、給食や給食だより等を活用しながら情報発信を進め、親子の健康保持増進につながった。 試食会に関しては今後全校実施に戻せるようにし、試食会を通して保護者への食育の重要性を伝え、家庭との連携をより密に進めていく。 今後、食に関する指導の全校の底上げを進めていく。	B

●基本目標2 「親子の健康の確保及び増進」

施策の柱	個別事業に対する評価					令和5年度		令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで	
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	取組実績、課題及び今後の事業計画		事業の評価及び課題等	
						事業達成状況	事業達成状況		
療柱 体3 制の 小児 充実 医	64	子どもに関わる医療体制の推進	地域医療推進課	休日・夜間急病診療所において休日昼間及び夜間23時までの小児救急医療を実施します。 休日・夜間急病診療所に対応していない23時以降の小児救急については、市民病院が実施する小児救急24時間診療体制で対応します。	小児医療体制の充実を図るため、引き続き現行の診療体制を継続します。	休日・夜間急病診療所において休日昼間及び夜間23時までの小児救急医療を実施した。 休日・夜間急病診療所に対応していない23時以降の小児救急については、市民病院が実施する小児救急24時間診療体制で対応した。今後も小児医療体制の充実を図るため、引き続き現行の診療体制を継続する。	A	休日・夜間急病診療所における初期救急対応及び市民病院が実施する小児救急24時間診療体制により、小児医療体制の確保・充実が図られている。	A
柱3 小児 医療 体制 の 充 実	65	ふじさわ安心ダイヤル24	地域保健課	24時間365日、保健師等の専門スタッフが健康相談・医療相談・育児相談・介護相談・メンタルヘルス相談・医療機関情報提供等について電話で対応します。	引き続き、安全・安心な市民生活のための相談体制を維持し、子育て世代の相談窓口の選択肢として多くの市民に認識されるよう周知します。	育児・しつけに関する相談が70件、母子健康（育児の不安や心配事等）に関する相談が38件あった。引き続き、相談者の不安を解消できるように情報提供を行う。	B	評価：年間約16,000件の相談実績があり、健康、医療、育児、介護、精神保健等、通常窓口が異なる相談を24時間毎日の体制で一度に相談できる事業であり、件数から見ても相談事業として成果があったといえる。 課題：コロナ禍で応答率の低下した期間があった。相談の増加やコールセンターの人材確保が要因であるが、令和6年度からはWebやFAXによる相談受付を開始するとともに、応答率が悪化した際には、検証を行ったうえで対策を講じるよう仕様書等の改定を行っていく。	B
	再掲 43	小児医療費助成事業	子育て給付課	中学校修了前までの児童の入通院（中学生は所得制限有。保護者の所得が児童手当の所得制限限度額未満）の医療費の助成を行います。	2019年（平成31年）4月から対象年齢を拡大し、より多くの児童が対象となった小児医療費助成事業を安定的に継続していくことで、子育て家庭の経済的負担の軽減と小児の保健の向上と福祉の増進を図ります。	0歳から中学校3年生までの児童の入通院に係る医療費の助成を行った。 ○年間延べ対象者 663,173人 ○年間助成件数 1,011,954件 ○年間助成額 2,159,013,154円 令和6年4月から助成対象年齢を18歳まで拡大。	A	令和5年4月から中学生の所得制限を撤廃し、令和6年4月からは助成対象年齢を18歳まで拡大したことにより、令和6年の助成対象者が令和2年の54,818人から約10,000人増の65,000人程度となることを見込んでおり、すべての子どもが等しく医療を受けられる環境が整備できてきた。 今後も住民負担の手続き等にて申請漏れのないよう、未申請者への申請勧奨や広報等による制度周知を継続していく。	A
	再掲 45	未熟児養育事業	子育て給付課	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の給付を行います。	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が、正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療費の給付を行います。	母子保健法に基づき、2,000グラム以下の乳児、又は医師が養育を必要と認めた乳児に対し、入院に係る医療費及び食事代の給付を行った。 ○受給者数90人 年間受診件数238件 年間助成額 25,340,974円	A	入院に係る医療費及び食事代の助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減に寄与した。 対象者が漏れなく申請できるよう、指定医療機関との連携強化に加え、ホームページ等で制度周知を行っていく。	A
	66	小児慢性特定疾病児童に対する支援	子育て給付課	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。	制度についての周知を行い、児童の健全な育成と保護者の経済的負担の軽減を強化していきます。	対象児童に対する日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図った。また、今後も小児慢性特定疾病申請者および受給者に対する医療給付手続きの経由事務を継続していく。 ○小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 給付件数3件 助成額：191,330円 ○経由事務送付件数 299件	A	小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受け、在宅で日常生活を営むことに支障のある方に対し、日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図った。また、今後も神奈川県と連携し、小児慢性特定疾病申請者及び受給者に対する医療給付手続きの経由事務を継続していく。	A
	67	予防接種の推進	健康づくり課	予防接種の正しい知識についての普及啓発を行い、身近な場で予防接種の相談や接種ができるよう、関係機関との連携強化を図ります。	適切な時期に予防接種が受けられるよう、その有効性や重要性などについて正しい知識の普及啓発に努めるとともに、関係機関との連携により、安全に予防接種が行える体制の整備を図ります。	予防接種の勧奨と接種に関する相談に随時対応した。 MRワクチンについて、新型コロナウイルス感染症の蔓延を理由として定期接種の期間に接種できなかった市民に対し、費用助成を行った。 予防接種に関する間違い接種については間違いの傾向をまとめ、受託医療機関への通知により注意喚起を行い、安全に予防接種が行えるよう努めた。	C	新型コロナウイルスの蔓延に伴い、里帰り出産等で市外や県外での予防接種の実施件数が増加したことから、指定医療機関以外での定期予防接種の実施にかかる年齢制限を撤廃し、適切な時期に接種ができるようにしたほか、藤沢市医師会や関係機関と連携し、適正な予防接種が進められるよう体制の整備を図った。今後も医療機関への情報提供や医療機関向け研修の開催、市民への啓発等、医師会や関係機関との連携を行い、継続して安全に予防接種を実施する必要がある。	C
	68	療育医療給付事業	保健予防課	結核に罹患した児童に対する支援を行います。	結核で長期療養を必要とする児童に対して、健全な育成及び経済的負担の軽減を図るため、県知事へ医療給付に関する手続きの経由事務を行います。	令和5年度は、該当なし。引き続き、結核で長期療養を必要とする児童への心身両面にわたる支援を行うため、県知事へ医療給付に関する手続きの経由事務を行う。	C	令和2年度～令和5年度はいずれも該当なく、令和6年度についても現状該当なく、見込みなし。	C
柱4 学 齡 期 ・ 思 春 期 に お け る 保 健 策 の 推 進	69	思春期保健事業の実施	健康づくり課	思春期にある子どもたちが、正しい母性・父性を培うことができるよう支援します。 支援にあたっては、思春期の子どもへのアプローチとともに、周りの大人たち、双方への働きかけを行います。	健全な母性・父性の育成をめざし、思春期保健を推進します。 ・講演会の開催：年1回 ・思春期保健教育：10校	【令和5年度の取り組み】 ・思春期講演会の開催：1回 オンライン登壇 21人、アーカイブ配信 77人 テーマ「子どもを性暴力の被害・加害から守るために」 講師：群馬県警察本部 小笠原和美氏 ・思春期保健教育：12校（内訳：中学9校・高校3校） ・教育媒体の貸出し：2件 【課題と計画】 ・講演会については、オンラインやオンデマンド配信も利用し、対象者が参加しやすいような環境で開催できるよう計画していく。 ・関係機関及び学校にチラシ等を通して事業の周知を継続し、周知の時期・内容を工夫する。	B	評価：講演会については、感染症により開催できない時期もあったが、令和4年度から日時指定の集合開催よりも自由な時間に見聞きできること、プライベート空間で視聴でき参加しやすいといった参加者からの意見を取り入れ、オンデマンド配信やアーカイブ配信の開催も取り入れた。そのため、全体の参加申込数も増加し参加しやすい環境で開催することができた。 課題：講演会・思春期保健教育の周知について、事業の周知を継続するとともに、今までに参加や依頼のない機関にも活用を検討してもらえよう内容や周知時期について工夫をしていく必要がある。	B

●基本目標3 「豊かな心を育む教育環境の整備」

施策の柱	個別事業に対する評価								
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和5年度		令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで	
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	事業の評価及び課題等	事業達成状況
柱1 次代の親の育成	再掲 9	地域に開かれた保育園	保育課	保育園において、様々な世代との交流事業を行い、地域での交流・連携を図ります。また、区域内の保育園連施設との連携や交流を目的に、教育・保育提供区域ごとに設置した基幹保育所を中心に、子育てに関する相談等、地域における子育て支援の充実を図ります。	引き続き、子育て家庭交流事業、小・中・高校生や高齢者との交流事業など、地域との交流・連携を図っていきます。基幹保育所を中心に、地域や関係機関との連携を深めながら、保育体験や子育て相談などを行っていきます。	子育て家庭交流の機会となるイベント（地域交流）は各園毎月1回、園庭開放、育児相談等は毎日全園で行っている。特に基幹保育所は週1回の地域交流を年間通して実施している。高齢者と園児の世代間交流、中学生の保育園見学、年長児の小学校との交流、基幹保育所の調整で、地域の保育施設や子育て支援センターとの交流も行った。	B	子育て家庭の交流イベントは14園で実施。コロナ禍でも園庭開放は継続し、遊び場所の確保や、イベントを入り口として交流や育児相談等子育て支援につながった。コロナ禍で休止していた世代間交流等もR5より再開し、高齢者や中学生など地域の様々な世代との交流の機会となっている。交流事業は、引き続き参加しやすい内容や周知方法を工夫していくと共にコロナのため一度縮小した様々な世代との交流も内容を工夫しながら発展させていく。	B
	70	幼児理解（家庭科・生活科・総合的な学習の時間）	教育指導課	各学校での家庭科・生活科・総合的な学習の時間などにおける実践的・体験的な学習をととして、「幼児理解」の推進が図られるように支援します。	家庭生活に関わる活動をととして、家庭生活や家族の大切さ、子どもが育つ環境として家族の協力・役割についての理解を深め、生活をより良くする能力と態度が育つよう支援します。	保育園・幼稚園に対して小学校訪問の場をつくり、園児との交流を行ったり、中には、中学生と幼児がふれあう体験を実施できた学校もある。今後も引き続き、学習指導要領に則り、各学校での家庭科・生活科・総合的な学習の時間などにおける実践的・体験的な学習を通して、「幼児理解」の推進が図られるよう支援する。	B	各学校において、家庭科・生活科・総合的な学習の時間などで、保育園・幼稚園に学校訪問の場をつくり、幼児と触れ合う体験を実施することができた学校もあった。また、教育課程推進事業として、「幼保小中連携担当者会」を実施し、先生たちの幼児理解の推進や幼保小中の連携について意見交換やお互いの理解を深めることができた。今後も担当者会等を通じて、幼児理解の推進を図ることができるよう努める。	B
	71	家庭科学習	教育指導課	各学校の家庭科の学習において「自分の成長と家族・家庭生活」「家庭生活と仕事」「幼児の生活と家族」「家族・家庭や地域の人々との関わり」「家族・家庭生活についての課題と実践」等の内容が計画的に実践されるよう、計画訪問等を通じて支援を行います。	自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、より良い生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度が育つよう支援します。	小学校高学年・中学校家庭科の学習では、どの単元であっても、家庭生活との関わりについて、自分事として捉えられるような視点が大切であることを助言した。今後も、学習指導要領の内容について理解が図られるようにすると共に、生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、家庭生活と地域という視点を大切にできる授業づくりについて支援していく。	B	各学校において、実践的・体験的な学習を通して、家庭生活や家族の大切さ、子どもが育つ環境としての協力・役割について理解を深めることができた。今後も学習指導要領の内容について理解が図られるようにすると共に授業づくりについて支援していく。	B
柱2 青少年の健全育成と非行防止活動の推進	72	青少年指導員育成事業	青少年課	青少年指導員の育成を図り、地域における健全育成活動を推進するため、青少年指導員を対象に研修を行うとともに、青少年の育成事業を実施します。	青少年を取り巻く環境の変化に対応していくため、新たな人材の育成を行うとともに、地域における健全育成活動を推進します。	青少年指導員が青少年の健全育成に関する知識の習得を図ることを目的とした研修会を実施した。 ○全体研修会 6月 129人・11月 101人 ○理事研修 21人	B	【評価】 青少年の健全育成に関する多岐にわたる分野の研修を実施することができた。講義形式の研修のみならず、ゲーム指導研修なども行い、新任指導員と再任指導員の交流や、地域をまだ情報交換をする機会ともなった。 【課題】 現状開催日時が平日となっており、仕事をしている傍ら引き受けている青少年指導員が多い中で、以前よりも出席率が下がってしまっている。研修を撮影しアーカイブ配信を行っているが、視聴実態が見えないことや、他地区の指導員との親睦を深める意図があるゲーム指導研修においては、欠席者が多いことにより効果が下がっている現状がある。研修の実施日時や、青少年指導員の活動全体のバランスを見て、今後調整する必要がある。	B
	73	地域子どもの家・児童館等青少年施設の充実	青少年課	青少年施設（地域子どもの家・児童館・青少年会館・少年の森・SL広場）の整備を進めるとともに、適切な管理運営を図り、地域における子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。また、各施設を拠点とした青少年の自立と社会参加を推進する事業を実施します。（本事業は、出資法人である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	青少年の居場所として、適切な管理運営を行うとともに、様々なニーズや社会情勢を捉え、施設の整備や運営について実施検討を進めていきます。	【青少年会館】 青少年が安心して過ごせる居場所づくりとして指導員が毎日定期的に声掛けを行なうとともに、居場所コーディネーターを週2～3日配置し、安心できる雰囲気づくりと子どもたち同士の交流の促進を図った。今年度は新たにWi-Fi環境を整備し、自習室の機能向上に努めた。 【少年の森】 フリースクールや居場所対策として、野外休憩棟に薪ストーブを設置・稼働し、冬季は簡易的な壁を作った。引き続き雨天の活動対策が課題。 【児童館】 子どもの居場所づくりの一環（孤食対策）として、夏休み期間のお昼時間12時～13時に「館内飲食」を実施し、合計257人の利用があった。 【地域子どもの家】 子どもの居場所づくりの一環（孤食対策）として、6施設で冬休み期間のお昼時間12時～13時に「館内飲食」を実施し、合計24人の利用があった。	A	【青少年会館】 引き続き、令和6年度も青少年の居場所としての機能向上や居心地の良さを感じられるような施設整備や運営を行ないたい。課題としては施設の老朽化や古くなった備品の更新などが挙げられる。 【少年の森】 令和5年度から慶応義塾大学SFCの共同研究として、居場所作りをフリースクールの子どもと行った。今後もワークショップ形式での居場所作りを実施していきたい。 【児童館】 引き続き令和6年度も孤食対策として「館内飲食」を実施する。課題として、「その時間は子どもたちの遊びが制限されてしまう」「土日は実施していない」「対象が小学生なので幼児親子からも実施してほしい」との声が挙げられた。また、令和6年度から2施設でランドセル来館を試行予定だが、申込方法・来館時と退館時の対応等の課題がある。 【地域子どもの家】 引き続き孤食対策として「館内飲食」を実施予定だが、時期を変更し令和6年度は夏休み実施で調整中。令和5年度での対象が小学生だったので、幼児親子からも実施して欲しいとの要望があったため検討課題である。	A

●基本目標3 「豊かな心を育む教育環境の整備」

施策の柱	個別事業に対する評価					令和5年度		令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで	
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	取組実績、課題及び今後の事業計画		事業の評価及び課題等	事業達成状況
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況		
柱2 青少年の健全育成と非行防止活動の推進	74	青少年健全育成事業	青少年課	世代間・同世代の交流や体験活動機会等を提供するため、各種青少年健全育成事業を実施し、青少年の自立と社会参加を支援します。（本事業は、出資法人である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	次世代の青少年の自立や社会参加の機会を創出するため、市内の青少年関係団体や様々な機関と協働し、様々な体験の場を提供することで、青少年の健全育成を図ります。	<p>ふじさわ文化体験事業、自然体験事業、国際化推進事業や小学生・中学生・高校生・大人の年代別のリーダー育成事業等、多種多様な体験活動を実施した。青少年ボランティアステーションでは、多くの青少年からボランティアの登録があり、子ども達との活動や事業を企画する機会を提供した。引き続き青少年の自立支援と多様な体験活動を提供する。</p> <p>【事業及び参加者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ふじさわ文化体験事業 参加者36人 藤沢学園中学校、青少年ボランティアステーション協力</li> <li>■自然体験事業 参加者40人 青少年ボランティアステーション協力</li> <li>■国際化推進事業 参加者47人 慶應義塾大学SFC研究室と協働</li> <li>■小学生リーダーズスクール 参加者30人 青少年活動リーダーバンク協力</li> <li>■中学生リーダーズスクール 参加者30人</li> <li>■高校生リーダーズスクール 参加者31人</li> <li>■リーダーズスクール 参加者14人</li> <li>■青少年ボランティアステーション 登録者61人</li> <li>■ヨットスクール 参加者11人 藤沢市ヨット協会協力</li> <li>■海とあそぼう 荒天により延期日含め未実施 藤沢海洋少年団、藤沢市科学少年団、青少年ボランティアステーション協力</li> </ul>	A	コロナ禍により感染症対策を講じながら、通常より事業内容や参加者数を変更し、青少年の自立と社会参加を支援するため、世代間・同世代の交流や体験活動の機会の提供してきた。青少年団体・青少年育成団体、地域コミュニティとの連携、加えて青少年のボランティア活動（青少年ボランティアステーション等）を活発に行い、青少年の健全育成を図った。次世代の青少年の健全育成をさらに推進するための課題として、多様なプログラムの拡充、参加者の多様性への対応などが挙げられる。令和6年度も関係機関と連携し、様々な体験の機会を提供する。	A
	75	青少年団体・育成団体への活動・支援事業	青少年課	地域住民の主体的な活動に基づく青少年健全育成を目的として、青少年団体・青少年育成団体の活動の奨励と振興を図るため、その活動の支援を行います。（本事業は、出資法人である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	青少年団体、育成団体との連携を深め、市内における青少年健全育成の充実を図ります。	<p>青少年団体である藤沢海洋少年団、藤沢市科学少年団と協働で磯の生物観察やシーカヤック漕艇体験を行う「海とあそぼう」を計画や団体交流事業では市内各団体（青少年団体、青少年育成団体）の指導者が集まり、研修会において若者に関する近年の犯罪の傾向を学ぶとともに、情報交換することで、今後の各団体の活動の参考とすることができた。</p> <p>【事業・内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■海とあそぼう（荒天により延期日含め未実施） 藤沢海洋少年団・藤沢市科学少年団・海上保安庁湘南海上保安署・青少年ボランティアステーションの協力により、湘南港や周辺でのシーカヤック漕艇体験や磯の生物観察・海の安全教室を実施。</li> <li>■青少年団体交流事業 市内青少年団体・育成団体による、交流事業の企画し、研修会を実施。</li> <li>■ヨットスクール 藤沢市ヨット協会の協力により、ヨット漕艇体験や海の安全教室を実施。</li> <li>■みらい子どもフェスタへの参加 5月5日に少年の森で行われる事業に、市内青少年団体・育成団体計10団体が参加し、フェスタ来園者に各団体での催しを通し、団体の活動紹介等を行った。</li> <li>■各団体事業への後援等</li> </ul>	A	コロナ禍により感染症対策を講じながら、通常より事業内容を変更しつつ、継続的に市内青少年団体・青少年育成団体と連携し、「こどもの日」に実施する「みらい子どもフェスタ」や、藤沢海洋少年団、藤沢市科学少年団で行う「海とあそぼう」を実施すると共に、団体同士の交流を目的とした団体交流事業を実施。課題としては各団体で活動を行う中、日程調整をし、当財団と連携した事業を実施することが難しい点。	A
	76	青少年国際化推進事業	青少年課	青少年が外国の方と交流し、様々な生活習慣や文化を知ることによって視野を広げ、互いの人権を尊重する心を養うことができるよう、各種イベント・講座を実施します。（本事業は、出資法人である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	様々な魅力的な事業を展開して、青少年と外国の方が交流できる機会を創出し、多文化を理解する青少年を育成します。	<p>青少年で構成する国際化推進事業実行委員会が中心となり事業を企画し、日本人青少年と外国の方との交流を中心としてイベントを実施。引き続き、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス白頭研究室と連携し「多文化共生ワークショップ」も実施した。</p> <p>①多文化共生ワークショップ～デジタル・ストーリーテリング～ 7月23日(日) 11人 ・2月3日(土) 8人</p> <p>②ふじさわ国際交流フェスティバルに参加 10月29日(日) 7人（うち外国人2人）</p> <p>③ホーム/パーティを開催 12月17日(日) 21人（うち外国人4人）</p>	A	青少年で構成する国際化推進事業実行委員会が中心となり事業を企画し、日本人青少年と外国の方との交流を中心としてイベントを実施予定。課題としては国際交流イベントを募集しても外国人の参加者が少なく、国際交流色が少ない点。今年度は市人権男女共同平和国際課に相談しつつ「国際交流フェスティバル」への参加や、市内日本語講座実施教室との連携等を進めていくなど、方向性を見直していきたい。	A

●基本目標3 「豊かな心を育む教育環境の整備」

施策の柱	個別事業に対する評価					令和5年度		令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで	
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	取組実績、課題及び今後の事業計画		事業の評価及び課題等	事業達成状況
						取組実績	課題		
柱2 青少年の健全育成と非行防止活動の推進	77	非行防止推進活動	青少年課	青少年の問題行動を早期に発見し、非行防止を図るため、青少年指導員、街頭指導員、特別街頭指導員が巡回し、青少年に声をかけて指導を行います。また、青少年の深夜外出や喫煙・飲酒・薬物乱用などの非行防止に向け、夏休み期間中に警察関係団体・青少年関係団体等と協力して夜間パトロールを行い、啓発・指導を行います。	健全育成の意識向上を図るため、関係団体と連携・協力し、青少年への非行防止啓発活動を継続して行います。	地域の青少年に対して声かけを行うとともに、地域を巡回することにより問題行動の早期発見に努めた。また、青少年指導員協議会等と連携・協力し、街頭キャンペーンによる啓発活動を実施した。 ○街頭指導実施回数 青少年指導員315回 屋間街頭指導員1、329回 夜間特別街頭指導員75回 ○指導件数 屋間 のべ145件（内女子42件）夜間 のべ1、643件（内女子731件） ○キャンペーン参加人数 7月3日 31人・4日 33人 12月4日 談沢23人 辻堂13人・12月5日 26人・3月14日 21人	B	【評価】 地域のパトロールを実施する中で、青少年に対して積極的に声かけを行うことで、問題行動の早期発見をすることができた。また、街頭指導キャンペーンや青少年夏期特別街頭指導パトロールを関係団体と行うことで、連携力も高めるとともに情報交換をすることができた。 【課題】 青少年のおかれている状況の変化に伴い、青少年の行動も変化している。深夜外出や非行等の目に見える問題行動のみならず、SNSトラブルや特殊詐欺等の目に見えにくい青少年の行動をどのように防止するかが課題である。	B
	78	社会環境浄化活動	青少年課	青少年を非行から守るための啓発事業として講演会や社会環境浄化活動などの諸活動を行い、青少年にとって良い環境づくりをめざします。	青少年の健全育成を阻害する恐れのある環境要因の浄化活動を、街頭指導、実態調査、有害図書類区分陳列調査などにより進めるとともに、関係事業者へのチラシの配布など啓発活動を行うことで、青少年にとってより良い環境づくりをめざします。	○講演会「犯罪心理学者が教える子どもを呪う言葉・救う言葉」の開催 参加人数248人 ○社会活動実態調査（7月中に実施） ○有害図書類区分陳列調査 12月14日 3店舗 ※神奈川県青少年保護育成条例のパンフレットの配布	B	【評価】 青少年にとってよい環境を考えるつどいは、幅広い年齢層の248人の参加者に向けて啓発をすることができた。また、有害図書類区分陳列調査を実施し、有害図書類の区分陳列の不備に関する指導や、チラシ配布による啓発を実施することができた。 【課題】 実店舗のみならずインターネット上等の浄化活動をどのように取り組むかが課題である。	B
	79	学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	教育指導課	喫煙・飲酒・薬物乱用などの身体への影響を正しく理解し、発達段階に応じて乱用防止の意識を高めるための教育を支援します。	薬物乱用防止教室については、市立中学校全19校で実施します。 小・中各学校における「保健」の授業では、喫煙・飲酒・薬物乱用防止について学び、児童生徒が学んだ知識を活用できる授業づくりを実践します。	薬物乱用防止教室については、市立中学校全19校で実施した。また市立小学校においては25校で実施した。今後も各学校において積極的に実施できるよう、周知に努める。 小・中各学校の「保健」の授業で学習する喫煙・飲酒・薬物乱用防止の内容をふまえ、授業で活用できるよう、今後も外部講師の紹介等に努める。	B	「第五次薬物乱用防止五カ年戦略（平成30年8月薬物乱用対策推進会議決定）」では、学校保健計画において薬物乱用防止を位置づけ、すべての中学校及び高等学校で年1回は開催すること、また、地域の実情に応じて小学校においても開催することとされており、このことに則り適切に薬物乱用防止教室が行われている。 今後も、児童生徒に対して薬物乱用防止に関する啓発や授業づくりができるよう周知に努める。	B
柱3 家庭や地域における教育力の向上	80	乳幼児をもつ子育て家庭の交流	保育課 子育て企画課	未就学児の保護者が、親子同士の交流を通じて、自分自身に合った子育てを見つけられるよう、相互に学びあう場を提供します。	保育園での地域交流や園庭開放、保育体験等の事業をととして、親同士が学びあえる交流を実施します。 子育て支援センター・つどいの広場等において、親子同士が交流できる子育てひろばを実施します。	4か所の子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者交流や相談等を実施した。（1,174日開設し、利用者数はのべ62,384人） 4か所のつどいの広場において、親子の相互交流等を実施。（789日開設し、利用者数はのべ24,291人） （子育て企画課 支援担当） 親同士が学び合える機会として、地域交流は各園毎月1回、基幹保育所4か所では週1回実施し、延べ3,668人が参加し親子の交流が図れた。また、基幹保育所から子育て支援センターへ出向き、園児と来所者（親子）との交流も行った。 （保育課）	B	各地区で親子同士が交流できる場の提供をすることができた。 親子の居場所について窓口や電話での相談もあることから、ホームページや「子育てガイド」、チラシの配架以外にも周知の手段を検討していく。 （子育て企画課 支援担当） 親子同士の交流の機会となる地域交流は全園で実施し、子育て支援につながった。園庭開放はコロナ禍でも継続し、育児相談や遊び場所の確保となった。 保育体験も含め、交流事業については、引き続き参加しやすい内容や周知方法を工夫し発展させていく。 （保育課）	B
	81	公民館事業の充実	生涯学習総務課	公民館において、子どもを対象に様々な体験や交流ができる事業を実施し、子どもの学習機会の充実を図ります。	引き続き公民館において事業を実施することにより、公民館での学習機会の充実を図っていきます。	主に小学生を対象とし、夏休み子ども事業など様々な体験や交流を目的とした事業を全公民館で実施した。 小学生～中学生を対象とした事業 事業数：161事業 のべ参加人数：6,320人 引き続き、公民館において子どもを対象とした様々な事業を実施することにより、子どもの学習機会の充実を図る。	A	コロナ禍においても、様々な手法で感染防止対策を図りながら、子ども対象の事業を実施した。 引き続き、公民館において子どもを対象とした様々な事業を実施することにより、子どもの学習機会の充実を図る。	A
	82	音楽・演劇鑑賞事業	文化芸術課	子ども向けのわかりやすく楽しい楽曲で構成したファミリーコンサートや、誰もが知っている演目を気軽に観劇することができるミュージカルを開催します。（本事業は、出資団体である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	身近な場所で親子一緒に楽しむことができる鑑賞の機会を絶やさず提供していきます。	0歳の子どもから家族みんなで楽しめる「ワンコイン・コンサート」をはじめ、子どもオペラ「三匹のこぶた」、落語を体験できる「落語教室」、「ゴールデンウィークお笑いライブ」など子どもを対象とした親子で楽しめる事業を実施した。集客率もよく、アンケートによる満足度も高いことから、特段課題はない。今後も子どもオペラや「ワンコイン・コンサート」など、子ども向けの事業を計画していく。	A	コロナ禍により、中止や入場制限を行った期間もあったが、親子や子どもを対象とした事業を毎年企画することができ、次世代を担う子どもたちへ芸術文化の体験、鑑賞の機会を提供することができた。課題としては、市民会館の再整備が控えている中で、新たな会場での実施を検討する必要がある。	A
83	アウトリーチ事業（学校訪問事業）	文化芸術課	合唱指導、卒業制作指導、オペラ体験、各種楽器の体験など、学校の希望に合わせた指導者を派遣します。（本事業は、出資団体である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	プロの音楽家や声楽家による芸術鑑賞の機会の提供や、歌唱・演奏等の指導をととして、児童生徒に文化芸術に触れる機会を提供することで、豊かな感性を育むことをめざします。	令和5年度は、小・中学校、高等学校21校の学校を訪問し、合計2,950名の生徒に琴や雅楽、金管楽器の鑑賞や体験等のアートにふれる機会やオペラの魅力を伝える体験教室を実施した。今後も学校訪問を継続し、芸術文化の普及に努めていく。	A	コロナ禍で実施できない期間もあったが、再開してからは各学校へ提供する事業の内容や講師、周知方法等を毎年ブラッシュアップし、アウトリーチを希望する学校を少しずつ増やすことができたことにより、多くの子どもたちに本物の音楽や演奏体験等を通じて、芸術にふれる機会を提供することができた。 課題としては、今後も継続して実施していく中で、様々なニーズに応えるため、本事業の内容や講師のレパートリーを毎年少しずつ変えていく必要がある。	A	

●基本目標3 「豊かな心を育む教育環境の整備」

施策の柱	個別事業に対する評価									
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和5年度		令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで		
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	事業の評価及び課題等	事業達成状況	
柱3 家庭や地域における教育力の向上	84	インクルーシブスポーツ事業の推進	スポーツ推進課	子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが同じフィールドに身を置き、共にスポーツを楽しめる環境の整備に努めます。	共生社会の実現をめざし、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができる環境の整備を進めるとともに、藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会の活動をより活発なものとする中で、「障がい」に対する理解を深めるとともに、障がい者スポーツを推進します。	障がいに対する理解を深めるとともに、障がいの有無に関係なく共にスポーツに親しむ機会を提供し、インクルーシブスポーツを推進することができました。今後も継続的に実施し、事業の認知拡大及び定着化が必要です。 ・ふじさわバラスポーツフェスタ2023（参加者432人） ・第14回湘南藤沢市民マラソン2024チャレンジラン（参加者31組（62人）） ・インクルーシブスポーツ体験講習会（参加者16人） ・ふじさわポッチャ競技大会（173人） 藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会において、障がい者スポーツカレンダー及び機関誌「やってみ」を発行・配布しました。今後も継続的な情報発信が必要です。	B	新型コロナウイルスの影響により、事業の中止や参加者の減少がありましたが、障がいの有無に関係なく共にスポーツに親しむ機会を提供し、インクルーシブスポーツを推進することができました。また、継続的に開催している事業に加え、令和4年度から新たに「インクルーシブスポーツ体験講習会」を開催し、地域においてインクルーシブな活動を促進できる機会を提供できました。参加者が定員に達しない事業もあるため、今後も機会をとらえ、継続的に情報発信します。	B	
	85	学校・家庭・地域連携協力体制推進事業	教育総務課 市民自治推進課 生涯学習総務課	「学校・家庭・地域連携推進会議会長会」に業務委託を行い、中学校区を基本に市内に設置された15の地域協力者会議において、各地区の実情に応じた子どもたちの健やかな成長を支援する事業を実施します。また、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入に向け、検討を進め、地域学校協働活動が推進されるように、関係各課等が連携を図ります。	会長会を年4回開催し、各地域が抱える課題や特徴的な取組について情報交換を行い、効果的な三者連携の推進を図ります。学校運営協議会制度の導入に向けた庁内における組織体制づくり、準備委員会の立ち上げ等、具体的な推進体制を整備し、モデル校を選定して検証を行うとともに、関係各課等が連携しながら、地域における学校支援の取組等を基盤に、地域学校協働活動が推進されるよう検討を進めます。	会長会を年4回開催し、各地域協力者会議において、地域特性に応じた取組が実施されました。また、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進を図るため、当該内容について情報共有や意見交換等を行いました。学校運営協議会設置校の拡大に関しては、令和5年度は、新たに14校追加設置され、各協議会において課題等について熟議が行われました。熟議を経て企画された事業について、補助金を活用し、充実した地域学校協働活動が行われました。各種媒体を活用した制度周知を行いました。	A	会長会においては、コロナ禍においても各地域の取組について情報共有や協議を行い、withコロナにおける事業の展開がなされ、計画期間のすべてにおいて、事業が実施されました。学校運営協議会設置校の拡大に関しては、モデル校を選定・検証し、市立全55学校への設置計画を策定し、計画どおりに設置を進められました。今後は地域側の体制（地域学校協働本部）の設置と、学校と地域をつなげるコーディネーター（地域学校協働活動推進員）の選任を推進します。	A	
	86	開かれた学校づくり	教育指導課	おはようボランティア、学校支援ボランティア等の活用推進を図ります。児童生徒や保護者、地域の方のアンケート結果や意見を踏まえた学校評価の充実を図ります。	学校・家庭・地域が連携、協働し、学校を取り巻く地域の実態に応じた、特色ある学校づくりを推進します。	おはようボランティアは540人の参加を得ることができた。スクールライフサポーターについては、小・中学校合わせて22校に対し、27人の参加を得ることができた。学生学校支援ボランティアは、小・中学校24校に70人が派遣された。今後は、学校の要望に応じたボランティア等を派遣できるよう、引き続き計画していく。	B	毎年平均、おはようボランティアは約550人、スクールライフサポーターは約26人、学生学校支援ボランティアは約70人の参加があった。特に学生学校支援ボランティアは令和2年度の51人から令和5年度の100人と2倍に増えており、学校の様々な場面で活躍している。今後は、コミュニティスクールやインターネットを活用した広報の強化を検討し、さらなる人材確保に努めていく。	B	
柱4 学校教育等の環境の整備	87	学びを育むための指導の充実	教育指導課	児童生徒の豊かな心を育み、基礎的・基本的な知識・技能及びこれらを活用する思考力、判断力、表現力を身につけさせるために、各学校が校内研究等をおとして、学校・家庭・地域の実態を踏まえながら、指導方法の工夫改善と指導の充実を図ります。	「学習指導要領」や「学校教育ふじさわビジョン」のねらいの実現を図るため、学校訪問等支援の充実を図ります。	・計画訪問や、研究発表推進校への訪問を通して、学習指導要領に則った教育課程の実施のため指導主事が各学校のニーズに応じた研修や指導・助言を行った。 ・各学校において「学校教育ふじさわビジョン」を踏まえ、創意工夫ある教育課程が実施できるよう周知するとともに、各学校の取り組みが「主体的・対話的で深い学び」につながるよう支援する。	B	・今後も学習指導要領に則った「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて指導主事が助言するとともに、各学校のニーズに応じた研修や指導・助言を行っていく。 ・各学校において「学校教育ふじさわビジョン」を踏まえ、特色ある教育活動を展開し、創意工夫のある教育課程を編成することができるよう、今後も学校支援に努める。	B	
	88	教職員の研究・研修の充実	教育指導課	校内研究推進担当者会を実施します。研究推進校による研究発表会を開催します。小・中学校教育研究会を委託先とする研究委託事業を実施します。教職員を対象にした研修会・研究会を実施します。教育文化センターで調査研究並びに教育関係職員の研修を実施します。指導改善のポイントを各学校に情報提供し、各学校に合わせた教育活動の推進を支援します。	「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業づくり、また、支援教育の視点に立った授業実践ができるよう、指導方法の工夫改善、指導の充実を図ります。教育課程、学習指導、その他学校教育に関する研究を各学校教育研究会で進めるとともに、藤沢市小・中学校教育研究会に委託し、教育内容の充実と指導力の向上をめざし、本市学校教育の発展を図ります。	校内研究推進担当者会は年2回実施し、各校の研究の進め方を共有し、より良い研究となるよう協議することができた。また、研究推進校が各学校の実情に応じた主体的に研究に取り組めるよう指導主事による訪問を重ね、支援した。教職員を対象にした研修では、いじめ防止、支援教育等の内容をキャリアステージに合わせて内容を工夫し、実施した。教職員による研究部会では、特別研究員の講師から、各部の研究テーマ及び内容に対して助言をいただき、研究員の先生方が主体的に取り組むことができた。	B	校内研究では、研修観の転換をはかるために、主体的・対話的で深い学びに向けての授業実践が展開されるよう各校に情報提供した。また、研究推進校が各校の取組を主体的に進められるよう支援に努めた。教職員向け研修では、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業づくりや、支援教育の視点に立った授業実践ができるよう、キャリアステージに応じた人格的資質向上研修、課題解決力向上、授業力向上などの研修を行うことができた。研究部会では、各部会の研究テーマに迫るため、講師から助言をいただくとともに、研究員自ら、主体的に研究の取り組みよう支援に努めた。今後は、各学校の取組や研修・研究に対して支援に努める。	B	
	89	教育連携の推進	教育指導課 保育課	幼保小中連携担当者会を開催し、幼児教育と小・特別支援学校や小学校と中・特別支援学校の校種間の教育の充実及び連携の推進を図るため、研修・交流などを行います。	子どもの成長過程に合わせた教育活動を行うために、幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校の連携を推進します。	「幼・保・小・中・特連携担当者会」を開催し、幼保小の架け橋期の教育やスタートカリキュラムについて周知するとともに、幼児教育と小・特別支援学校や小学校と中・特別支援学校の教育の充実及び連携の推進を図るため、学区を中心としたグループ協議を行った。今後は、交流活動だけでなく、カリキュラムベースの連携をしていけるよう支援するとともに、引き続き連携の好事例を発信し、子どもの学びが円滑に接続するよう情報提供に努める。	B	幼保小中特連携担当者会については、令和2年度はコロナウイルス感染症の影響を受け書面開催となった。令和3年度より集合開催となり、令和3年度は140人、令和4年度は156人、令和5年度は192人の参加となっている。今後は、幼保小中特の連携を図ることにより、子どもたちが学習したことを生かして次のステップへ進めるよう就学前と小中9年間を見通した教育活動の充実が必要であると考えている。そのためにも、校種間の情報交流や研修を実施し、連携についての認識を高めることを推進していきたい。	B	
90	小学校学習支援事業	教育指導課	児童の基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、小学校が放課後及び夏季休業中に実施する補習指導に学習指導員を派遣し、学校教育を支援します。	学習習慣を身に付けるとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、市立小学校全35校において実施します。	令和5年度から試行実施により授業中や取り出し指導も可能とした。小学校学習支援事業要綱に基づき、R6年度本格実施に向け小学校35校へ概要を説明し、実施に向けた通知を行う。	B	日常の学習について、児童の基礎的・基本的な学力をより定着させるとともに、学習意欲の向上を図るため、「学習指導員」を派遣することができた。学校が長期休業中に実施する補習指導に加え（令和4年度）、令和5年度から授業中や取り出し指導も可能とした。令和6年度からは1年間で約140時間を各校へ配当することができた。今後は学校教育を支援する一助となるよう努める。	B		

●基本目標3 「豊かな心を育む教育環境の整備」

施策の柱	個別事業に対する評価								
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和5年度	令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで		
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	事業の評価及び課題等	事業達成状況
柱4 学校教育等の環境の整備	91	中学校学習支援事業	教育指導課	生徒の基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、中学校が放課後及び夏季休業中に実施する補習指導に学習指導員を派遣し、学校教育を支援します。	学習習慣を身に付けるとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、市立中学校全19校において実施します。	中学校19校と藤沢市相談支援教室で実施することができた。生徒の基礎的・基本的な学力の定着を図ることを目的として、実施教科は生徒のニーズに応じて柔軟に対応したり生徒一人ひとりの理解度に応じた学習支援を行った。学習指導員の配当時間数以上の実施を希望している学校もあったので、学習支援事業が充実するよう引き続き支援していく。また、令和5年度から不登校生徒に対する別室指導等の学習支援事業を開始した。	令和2年度についてはコロナウイルス感染症の影響を受け、学校再開時（6月～）より中学校では18校、相談支援教室で実施した。令和4年度以降は、中学校全校で実施することができた。学校のニーズも年々高まっているので、今後も日常の学習が不足している生徒に対し、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、学校が放課後及び夏季休業中等に実施する補習指導が充実するよう今後も「学習指導員」の派遣に努める。また、不登校生徒学習支援事業についても、各学校の状況に応じて柔軟に実施できるよう、事業の充実を図る。	B	B
	92	人権・環境・平和教育の推進	教育指導課	児童生徒及び教職員を対象に、人権教育・環境教育・平和教育の啓発と研修を行います。	持続可能な社会の担い手を育む教育（ESD）を一層推進させ、各学校の人権教育・環境教育・平和教育を充実させます。	人権・環境・平和教育担当者会（年2回）を実施した。1回目は、オンラインで開催し、持続可能な社会の創造を目指す教育（ESD）と市内立学校全55校の人権担当者に対して、人権・環境・平和に関する意識啓発および情報提供を行った。また、2回目では、「子どもの人権と安心できる学級づくり～人的環境のユニバーサルデザイン」という演題で講演会を企画・実施した。今後も、人権・環境・平和教育に関する動向を注視しながら学校に向け啓発する。	令和2年度から令和5年度まで、人権・環境・平和教育担当者会は年2回開催している。市内立学校全55校の人権担当者に対して、令和6年度も年2回の開催を予定している。講演内容については、「コロナ禍で考える子どもの人権」（令和2年度）、「相手も自分も大切にコミュニケーション」（令和3年度）、「子どもの人権を守るためにできること～デートDV予防プログラムの体験から～」（令和4年度）、「子どもの人権と安心できる学級づくり～人的環境のユニバーサルデザイン」（令和5年度）と、その時々ニーズに合わせて講師を選定し実施してきた。令和6年度についても、学校現場のニーズに沿った内容で開催を予定している。	B	B
	93	野外体験活動の推進	教育総務課	自然に恵まれた八ヶ岳周辺で行う体験活動を通じて、児童生徒の心身ともに豊かな人格を育みます。	引き続き、様々な体験学習や宿泊による共同生活をとおり、児童生徒の社会性を培い、人間性を育む機会を提供します。	新型コロナウイルス感染症対策が緩和したことにより、コロナ禍以前の活動を全ての学校ができるよう取り組むことができました。開所から30年が経ち、施設の老朽化が進んでいるため、公共建築課を連携し、修繕する箇所の優先順位をつけ、施設の長寿命化を図りました。	令和2年度から令和4年度にかけては新型コロナウイルス感染症拡大により、臨時休館をせざるを得ない状況であったため、この期間を利用し、施設設備の点検修繕や遊歩道や野外施設の整備等を実施しました。令和5年度では感染症対策が緩和したことにより、コロナ禍以前の活動を全ての学校ができるよう取り組むことができました。今後も適宜施設のメンテナンスを行い、安心安全に活動できるよう取り組みます。	A	A
	94	学校における安全対策の充実	教育指導課	児童生徒の安全確保に向けて見守りやパトロールなど、地域の方や関係機関との連携を深めます。スクールガード・リーダーに、地域や学校の実態に即した活動を依頼します。水難事故防止のため、ジュニアライフセービング教室を希望する市内小・中学校で実施します。学校において防災研修会等を実施します。	ジュニアライフセービング教室、防災研修会、地域安全マップ作り等を生かした、各学校の安全指導の充実を図ります。地域が一体となった協力体制の一層の充実を図ります。	スクールガード・リーダーを、市内10地区10人配置し、一年間を通して登下校時をはじめとした児童の安全に寄与した。防災研修会を小学校2校、中学校1校で実施した。また、研修会を公開とすることで、他校から合計24人の教職員の見学希望があり、防災に対する意識を高めることができた。地域安全マップ講習は、オンラインで開催。実際に学区をフィールドワークし作成する地域安全マップづくりについては、小学校2校で行うことができた。ジュニアライフセービング教室は、小学校16校、中学校10校で開催（フル講習は13校）。令和6年度は、今年度のようにオンラインを含め、工夫して安全教育が実施できるよう計画していく。	スクールガード・リーダーについて、10人の活動によって、地域と学校や地域のボランティアの連携が密になり、子どもたちも安心して登下校することができている。防災研修会について、令和5年度は公開により実施校以外の15校から合計24人の見学希望があった。令和6年度も公開とすることで、実施校以外の教職員についても防災意識の向上を図る。地域安全マップ作成は、コロナ禍以降、継続することができているが、作成のための時間の十分な確保、フィールドワークを実施する際には児童の活動グループと同等数となる指導者を必要とすること等、困難な点はあるので、持続可能な形を模索する必要がある。ジュニアライフセービング教室は、令和6年度も24校から希望があるが、希望校が増えてしまうと、年度内に実施できず、次年度の実施となる学校が増えてくる可能性がある。	B	B
	95	ICTを活用した学習環境の整備	教育総務課	教師が授業で活用するとともに、児童生徒が学習で活用できるパソコンを整備します。また、校内無線LAN、教室用プロジェクター等を整備することで、普通教室でICT機器を活用できる環境を整備します。	ICTを活用した学習を推進することで、児童生徒にとってよりわかりやすい授業が実現します。ドリルソフト等の活用で、個々の状況に応じた学習に取り組むことができます。	ICTを活用した学習を推進するために、学習ソフトの研修や機器操作等の研修を実施しました。これにより、ICTを活用した学習のより一層の充実が図られ、児童生徒にとってわかりやすい授業の実現につながりました。今後も教員のICT活用能力に差が生じないよう研修等を実施するとともに、令和7年度から1人1台端末、令和8年度には学校ICT基盤の更新を予定しているため、計画的かつ円滑に更新作業ができるよう取り組みます。	令和2年度から、ハード面では、1人1台端末の整備、ネットワーク増強工事、指導用端末の導入、中学校におけるプロジェクターの追加整備等を行い、ソフト面では、デジタルドリルソフトの活用を促しや教員向けに学習ソフトの研修、機器操作等の研修を実施し、ICTを活用した学習を推進することで、児童生徒にとってよりわかりやすい授業の実現につながりました。今後も教員のICT活用能力に差が生じないよう研修等を実施するとともに、令和7年度から1人1台端末、令和8年度には学校ICT基盤の更新を予定しているため、計画的かつ円滑に更新作業ができるよう取り組みます。	A	A
	96	小・中学校整備事業	学校施設課	藤沢市立学校施設再整備計画に基づき、学校施設の安全対策・維持保全、環境整備等各種整備工事並びに施設の改築や大規模改修等の事業を実施します。	計画に基づき、各種整備工事等を実施することで教育環境の向上を図ります。	小学校1校の新校舎の建設を計画どおり進めた。トイレの改修や屋内運動場の外壁改修等、学校施設の安全対策・維持保全、環境整備などの各種整備工事を実施した。	藤沢市立学校施設再整備計画に基づき、小学校1校の屋内運動場と小学校1校の校舎等の建設工事を計画どおり完了した。計画期間の5年間で、小学校31校・中学校16校・特別支援学校1校において安全対策・維持保全、環境整備等のため、各種整備工事や大規模改修等の事業を実施した。	A	A

●基本目標4 「子育てしやすい生活環境の整備」

施策の柱	個別事業に対する評価									
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和5年度		令和2年度から令和6年度（令和6年度見込み含む）まで		
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	事業の評価及び課題等		事業達成状況
柱1 生活・居住環境の整備	97	市営住宅の環境整備	住宅政策課	住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居者募集時に優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくることともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備します。	市営住宅入居者募集時に優遇制度の適用をすることや適宜随時募集を行うことで、引き続き入居しやすい環境を整えます。	7月と1月の市営住宅入居者募集時に住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、優遇制度を適用し、募集を行った。 令和5年度募集では募集戸数54戸のうち、ひとり親世帯優遇を利用した応募が12世帯、多子世帯優遇を利用した応募が3世帯であった。	A	7月と1月の市営住宅入居者募集時に住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、優遇制度を適用し、募集を行った。 令和2年度～5年度募集では募集戸数280戸のうち、ひとり親世帯優遇を利用した応募が65世帯、多子世帯優遇を利用した応募が4世帯であった。 今後も優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくることともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備していく。		A
	98	緑地保全地区等の拡大	みどり保全課	藤沢市緑の実施計画に基づく緑地取得を進めます。	毎年度1件を目標に緑地の取得を進めます。	三大谷戸をはじめとした緑地の保全を図るため、「藤沢市緑の実施計画」に基づく川名緑地用地取得事業として、令和5年度は土地開発公社による先行取得（平成30年度）を行った土地の買戻しを行った。 引き続き、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、緑の保全、創出及び普及のための施策を推進していく。	A	川名緑地などの用地取得により、緑地保全施策の推進を図ることができた。なお、緑地取得にあたっては、みどり基金の積立額を考慮するなかで、引き続き、取組んでいくものとする。 今後も「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、緑の保全、創出及び普及のための施策を推進していく。		B
	99	緑化推進運動	みどり保全課	「藤沢市緑と花いっぱい推進の集い」や各種コンクールの実施等で緑化普及啓発活動を行います。	明るく住みよい緑豊かな街づくりをめざすため、「藤沢市緑と花いっぱい推進の集い」を開催し、緑化の普及啓発活動を推進します。	令和5年度「第42回藤沢市緑と花いっぱい推進の集い」では昨年度同様、44人・団体を招待し、藤沢公民館・労働会館等複合施設Fプレイスにて当該事業を実施。新たにプロジェクター投影を取り入れ、緑化普及啓発に取り組んだ。引き続き、緑化の普及啓発を推進していく。	A	令和2年度から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症の影響を受け、藤沢公民館・労働会館等複合施設Fプレイスで当該事業を実施するなど新たな形を模索した。 今後もコロナ明けの新たな形を取り入れつつ、実施方法を検討し、事業内容の充実を図っていく。		A
	100	公園・広場等の拡大	公園課	未整備の都市計画公園を中心に公園整備を進め、オープンスペースの充実を図ります。	未供用の都市計画公園の整備を進めます。 ●令和6年度の成果目標：80.1%	令和4年度に用地を取得した引地川緑地（緑道）及び街区公園である吉野町公園の整備を行い、オープンスペースの充実を図った。	A	計画的な事業進捗を図り、当初の目標を1.5ポイント上回る結果となった。		A
	101	安全な遊び場をめざした地域との連携	公園課	公園・広場などの管理・利用にあたっては、公園愛護会や地域の団体などと十分な連携を図り、安全で安心して利用できるように努めます。	公園等の美化・安全見守り活動を奨励し、愛護会活動団体を現状より増加させるとともに活動の活性化を推進します。	公園愛護会と連携し、公園内の美化等の向上に努めるとともに、交付金の交付や球根の配布等を実施し、既設団体の活動の活性化を図ることができた。また、新設団体の設立を促進し、令和5年度は2団体が新規設立となった。	A	既設団体の活動の活性化が図ることができ、7団体の新規設立ができた。		A
	102	スポーツ施設の改修事業	スポーツ推進課	子どもたちが安心してスポーツ施設を利用できるよう、老朽化した施設・設備を計画的に改修し、長寿命化を図ります。	既存スポーツ施設の劣化度を調査し、現状を把握するとともに、中長期の修繕計画を策定します。 策定された修繕計画をもとに施設の改修を行い、市民に安心安全なスポーツ施設を提供します。	秋葉台公園の運動施設に係る部分について劣化度を調査し、現状を把握するとともに、中長期の修繕計画の策定を行いました。 他のスポーツ施設についても劣化度の調査を行い、中長期の修繕計画を策定します。 劣化度を実施した施設については、調査結果から緊急で改修が必要な部分について修繕を実施し、市民に安心安全なスポーツ施設を提供します。	B	石名坂温水プール、秋葉台公園と順次劣化度の調査を実施し、令和6年度については、八部公園の劣化度調査を実施する予定です。 劣化度調査の結果から緊急で修繕が必要な部分が多く挙げられていることから、まずは緊急の修繕を実施し、その後は修繕計画に基づいた修繕を実施することで、市民に安心安全なスポーツ施設を提供します。		B
	103	歩行空間等整備事業	道路整備課	整備中の路線の事業進捗を図るとともに、誰もが安全に安心して通行できる道路交通環境の整備を進めます。	誰もが安全で安心して歩ける環境をつくるため、主に駅や公共施設へ連絡する道路や通学路について、歩道の整備を進めます。	誰もが安全に安心して通行できる道路交通環境を整備するため、道路改良工事L=80mの整備を予定していた。 しかしながら、工事発注前に埋蔵文化財の埋蔵が確認され、その調査に時間を要したことから、翌年度に実績として計上するもの。 引き続き、誰もが安全に安心して通行できる道路交通環境を整備するため、道路改良工事等を進めていきます。	E	誰もが安全に安心して通行できる道路交通環境を整備するため、道路改良工事等を行った。 道路改良延長L=930m 引き続き、誰もが安全に安心して通行できる道路交通環境を整備するため、道路改良工事等を進めていきます。		A
	104	藤沢市道路特定事業計画の推進	道路整備課	平成27年度に策定した善行駅周辺地区移動円滑化基本構想に基づき道路特定事業を実施します。（9路線：2.97km）	善行駅周辺地区移動円滑化基本構想で、生活関連経路として位置つけた路線について、バリアフリー化を進めます。	善行駅周辺地区移動円滑化基本構想で、生活関連経路として位置つけた9路線のうち、1路線（善行25号線）を整備した。 道路改良延長L=95m 引き続き、善行駅周辺地区移動円滑化基本構想で生活関連経路として、位置つけた路線の整備を進めていきます。	A	善行駅周辺地区移動円滑化基本構想で、生活関連経路として位置つけた9路線のうち、5路線（善行25号線等）を整備した。 道路改良延長L=676m 引き続き、善行駅周辺地区移動円滑化基本構想で生活関連経路として、位置つけた路線の整備を進めていきます。		A
	105	公共施設のバリアフリー化	公共建築課	公共施設整備において、「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」等を活用し、各施設のバリアフリー化を推進します。	新築工事及び改修工事において、「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」等を活用し、各施設のバリアフリー化を推進します。	小糸小学校トイレ改修工事等の計4件の、改修、改築工事において、「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」を活用し、みんなのトイレの設置（オストメイト対応）、段差の解消、手すりの設置などの対応を行った。	A	改築、改修工事等において、「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」を活用し、みんなのトイレの設置（オストメイト対応）、段差の解消、手すりの設置などの対応を計画どおりに実施した。 令和2年度：8件、令和3年度：8件、令和4年度：6件、令和5年度：4件、令和6年度：3件（見込み）		A
	106	藤沢バリアフリーマップ	障がい者支援課	定期的にバリアフリーの現況調査を行い、ホームページ上に掲載している「藤沢バリアフリーマップ」の更新を行います。	最新の情報へ定期的に更新を行い、よりわかりやすく利用しやすいホームページの作成に努めます。	更新作業に伴い新規施設の追加と既存の登録施設の内容を修正した。1月あたりの平均閲覧数は237回でした。今後も周知活動と、よりわかりやすいホームページの作成に努めます。	B	最新の情報に定期的に更新することで、わかりやすく利用しやすいホームページになり、一定数閲覧されている。今後も継続してホームページを更新していく		B

●基本目標4 「子育てしやすい生活環境の整備」

施策の柱	個別事業に対する評価					令和5年度		令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで	
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	取組実績、課題及び今後の事業計画		事業の評価及び課題等	事業達成状況
						取組実績	課題		
柱2 安全・安心なまちづくりの推進	107	交通安全啓発の推進	防犯交通安全課	子どもたちや保護者に、交通ルール・マナーや危険予知・危険回避などの知識を身につけてもらうために、関係機関・団体等と連携し、交通安全教室や、啓発活動等を実施します。	各種事業を推進し、子どもたちや保護者に対して効果的な交通安全啓発を行います。	幼稚園・保育園等及び小・中学校での交通安全教室の実施 幼稚園・保育園129回、小・中学校62回 通園・通学時の交通危険箇所での街頭指導の実施 4月6日、7日、10日及び9月21日、22日、25日 新型コロナウイルス感染症対策等により、交通安全教室を実施できなかった施設への交通安全資料配付 各季等（春・夏・秋・年末）の交通安全運動を実施 春4月6日～15日 夏7月11日～20日 秋9月21日～30日 年末12月11日～20日 交通安全日の街頭指導を実施（原則毎月1日・15日） 夏休み前の小学1年生、中学1年生に向けた交通安全啓発チラシの配布 市民会館や市民センターで開催された子育て応援メッセージにおける交通安全啓発チラシや反射材等の配付	A	幼稚園・保育園及び小・中学校での交通安全教室については、新型コロナウイルス感染症拡大中、実施数が減少したものの、現在は新型コロナウイルス感染症拡大以前の実施状況に戻っている。令和5年は年間191回実施、13,899人が参加し、小学校は市内全校で実施をしている。課題として、幼稚園・保育園に送迎する保護者の自転車ルール・マナー違反が問題視されており、ルール・マナーの周知を図るため、幼稚園・保育園にて保護者に向けた自転車ルールを記載したチラシの配布を予定している。	A
	108	犯罪のない明るいまちづくりの推進	防犯交通安全課	市民や事業者、関係機関・団体等と連携し、子どもたちを犯罪や不審者等から守るための様々な取組を積極的に推進します。	各種事業を推進し、警察や防犯関係団体との連携を深め、効果的な防犯対策を講じます。	市民センター・公民館、及び防犯交通安全課での防犯ブザー貸出しの実施 各地区毎の防犯パトロール活動のための物資を支援、自転車前かご子ども安全パトロール中プレート支援 自治会・町内会等で管理する防犯灯及び防犯カメラの設置補助 防犯灯新規設置灯数59灯 防犯カメラ新規設置台数23台（うち更新7台） こども110番事業の実施 新規登録者数：59件 防犯対策システムによる防犯情報や注意喚起等の配信事業を実施 メール配信数：54件 新規登録者数：321人 卒業式前の公立高校の3年生へ闇バイトの注意喚起のチラシを配布	A	令和3年度から自治会・町内会、警察、藤沢市、キリンビバレッジ株式会社の4者で協定を結び、防犯カメラ付き自動販売機（みまもり自販機）を累計で6台設置し（民間設置も含む）、地域へのみまもり力の向上を図った。防犯対策システムによる配信事業は令和5年度末で終了したが、令和6年度から同様の内容を藤沢市公式LINEで配信しており、継続して子ども等への防犯情報の注意喚起を行っている。特殊詐欺のうち闇バイトに関しては中高生から被害者になることも多いため、今後警察等様々な関係機関と連携して効果的な対策を検討する必要があることが課題である。	A
	109	通学路の指定及び安全の確保	学務保健課	小学校が指定している通学路の変更、追加などの相談、報告を受け、実態を把握します。また、小学校から通学路の危険箇所の報告を受け、状況の把握、合同点検の実施、点検結果に基づく対策の検討、対策の実施による児童生徒の登下校時の安全を確保します。このほか、通学路上及び通学路に面する箇所の宅地などの開発事業者に対し、児童生徒への安全確保を依頼します。	関係機関や地域と連携し、児童生徒の登下校時の安全確保に向け、継続した安全対策の実施に取り組みます。	「藤沢市通学路交通安全プログラム」に基づき、市立小学校から報告のあった127箇所の危険箇所について、関係機関等と連携して124箇所の安全対策を実施した。ハード面で実施できる各種安全対策のほか、交通安全指導などソフト面で交通安全を支援することも必要となっている。	A	市内公立小学校35校の通学路において、「藤沢市通学路交通安全プログラム」に基づき、危険箇所に対する対策や、児童への教育を行い、登下校時の安全確保を図った。	B

●基本目標5 「仕事と家庭との両立の推進」

施策の柱	個別事業に対する評価					令和5年度		令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで	
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	取組実績、課題及び今後の事業計画		事業の評価及び課題等	
						事業達成状況	事業達成状況		
柱1 仕事と子育てとの両立支援の推進	110	男女平等意識の啓発	人権男女共同平等国際課	男女共同参画社会の実現に向けて、市民に向けた啓発活動を行います。	男女共同参画についての認識を広めるため、市民・事業者等に向けた啓発活動の充実を図ります。	ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けて、市民への啓発事業を実施した。 ・市役所本庁舎1階ロビーにて、「藤沢市ジェンダー平等推進週間パネル展」(6/14～6/30)の実施。 ・ジェンダー平等・男女共同参画講演会「D&Iがなぜ組織の成長に必要なのか～ダイバーシティ&インクルージョンの本質に迫る～」(講師：著作家・メディアプロデューサー羽生祥子氏、アフラック生命保険株式会社若濱樹樹氏)(2/8)の開催。(参加者数150人(市職員を含む)) ・市民編集員によるジェンダー平等・男女共同参画に関するWeb記事「かがやけ地球」の発行。(年2回、ホームページで公開)	B	コロナ禍を経た社会情勢の変化を踏まえ、効果的な実施手法を検討するとともに、時代に即したテーマ設定を行うことでジェンダー平等意識の啓発を推進することができた。 一方、これまで地域へのジェンダー平等・男女共同参画の啓発を担ってきた「ふじさわジェンダー平等ネットワーク協力員」について、担い手不足などから令和5年度をもって廃止したことから、引き続き、地域での啓発を図っていくため、公民館との連携事業の充実等を図っていく必要がある。	B
	111	就労支援体制の充実	産業労働課	就労支援及び資格取得講座の実施や、湘南合同就職面接会を開催します。	就労支援及び資格取得講座について指定管理者と連携をとり、より多くの方が参加し就労やスキルアップにつながるような支援を効果的に実施していきます。 湘南合同就職面接会について関係機関と連携し、効率的な就職機会と人材発掘の場を提供していきます。	・藤沢公共職業安定所管内の3市1町及び藤沢公共職業安定所が、県、商工会議所、商工会と連携しながら湘南合同就職面接会を実施した(実施日：1月26日、参加企業：30社、参加者61人、面接延べ人数：94人、採用者数：13人)。参加企業数は増加したが、参加者数、採用者数とも前年度より減少した。引き続き効果的な手法を検討しながら実施する。 ・指定管理者により就労支援及び資格取得講座等を実施し、求職者や勤労者等に対して就労やスキルアップにつながる支援を行った(資格取得講座：参加者75人、就労支援セミナー：参加者51人、その他オフショングラウンド：参加者173人)。引き続き、就労状態が不安定な就職氷河期世代や中高年、働く女性に対する支援を充実させる必要がある。	B	新型コロナウイルス感染症の流行により、雇用環境の悪化や働き方改革等による就労環境の変化があったが、社会情勢や労働者のニーズに合わせたセミナーや資格取得講座、キャリアコンサルタントによる個別的就労相談等を継続的に行ったことで効果的な就労支援ができた。と考える。 また、3市1町と藤沢公共職業安定所の共同で開催する湘南合同就職面接会を継続して開催し、湘南地域の雇用創出につながることであった。しかし、就労支援セミナーの受講者数や面接会における就職者数は依然として実績が少ないため、ハロワーク藤沢や藤沢商工会議所等の広域的な連携体制の更なる強化が求められている。 令和6年度においても、継続して事業を実施するとともに、内閣府の交付金を活用した女性テック人材を育成するセミナー、藤沢商工会議所との連携による市内企業への就職マッチング施策等の新規事業を展開することで就労支援の充実を図る。	B
	112	働きやすい環境づくりに向けた啓発	産業労働課	機関紙「勤労ふじさわ」発行による、企業や勤労者への働き方に関する諸制度等の紹介や意識啓発を行います。また、ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議の開催及びワーク・ライフ・バランス推進事業を実施します。	「勤労ふじさわ」を継続して発行するとともに、より効果的な意識啓発にも取り組みます。 ワーク・ライフ・バランスの推進について講演会の開催やパンフレット配布等により継続して啓発に取り組みます。	・機関紙「勤労ふじさわ」(年12回、1回の発行部数約1,900部)を発行した。引き続き、市内事業者や勤労者に対する今後も働きやすい環境づくりに向けた啓発を行うため、継続的に情報発信を実施する。 ・アクサ生命保険株式会社と人材不足解消及び健康経営の推進等に関する連携協定を締結し、企業向けセミナーを実施した(2023年11月21日：参加者19人)。今後も働きやすい職場づくりにつながる健康経営の認定取得を推進するための施策を検討、実施する。 ・労働問題懇話会を開催し、健康経営やビジネスケアラ等ワークライフバランスを主とした議論を深めた(11月22日、3月4日)。引き続き開催することで、労働行政の政策立案に生かしていく。	B	働きやすい環境づくりに向けた啓発の取組として、機関紙「勤労ふじさわ」における国や県の制度や労働行政の周知、情報提供を行ったとともに、ワークライフバランスに係る周知パンフレットの発行やセミナーの開催を継続的に実施することができた。 働きやすい職場づくりを広く整備するためには、労働者だけではなく、使用者側の意識改革や支援が必要であるが、使用者側の支援においては、周知啓発を含め、具体的に取組んでいない部分がある。 令和6年度においては、昨年協定を締結したアクサ生命保険株式会社と藤沢商工会議所との連携を行う人材不足解消のための健康経営の推進に向け、新たに(仮称)健康経営フォーラムの実施や健康経営優良法人認定取得に向けたインセンティブ制度の導入等に向けた取組を行っていく。	B
	113	雇用環境の整備	産業労働課	労働相談を定期的に実施し、また立ち寄りやすい駅等で街頭労働相談会を開催します。	労働に関する相談を気軽に行えるよう、継続的に事業を実施するとともに、市民へ積極的に周知します。	毎週火・土曜日に労働相談を実施した(101回実施、相談人数延べ242人)。街頭労働相談会を年4回実施した(Mr.湘南藤沢店：5月11日、辻堂駅：5月16日、藤沢駅：10月31日、湘南台駅：11月6日、相談人数計286人)。今後も労働環境改善のため、定例的な労働相談及び立ち寄りやすい街頭労働相談を実施する。	B	令和5年度は例年より街頭労働相談の開催場所を1か所増やしての開催となり、多くの相談者の問題解決を図るとともに労働問題に起因する啓発活動も実施できた。女性社会保険労務士の相談日の設定により、女性相談者の相談内容の充実が図られたと考える。	B
	再掲11	保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大	子育て企画課	藤沢市保育所整備計画に基づき、認可保育所などの保育施設の新設整備や再整備による定員拡大を行うとともに、待機児童の9割を占める1～2歳児の受け皿を確保するため、既存保育施設の空きスペース等の活用や保育士確保の強化などにより、保育の受け入れ枠の拡充を図ります。	待機児童の9割以上を占める1～2歳児の保育ニーズに対応するため、認可保育所及び小規模保育事業の公募による新設整備や既存保育施設を活用した保育の受け皿確保をはじめ様々な事業を推進することにより国基準の待機児童解消をめざします。	既存認可保育所の再整備や1～2歳児の受け皿確保のため、継続して年度限定保育事業を実施した。一方で、施設の新設整備については、供給過多とならないよう、慎重に検討し、公募は行わないこととした。 今後は、就学前児童数の推移や保育需要の動向を見極めながら、需要量を精査し、対策を講じることが必要である。	B	「子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込みに対応するため、令和2年度から令和6年度までの5カ年計画である「藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)」に基づき、認可保育所及び小規模保育事業所の新設整備や老朽化による既存保育施設の再整備等を行った結果、5年間で合計783人(増減込み)の定員拡大が図られ、令和3年・4年の4月1日時点の待機児童数(国基準)はゼロとなった。	B
	再掲7	ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭課	安心して子育てができるよう、0歳児から小学6年生までの子どもがいる家庭を対象として、地域の人たちによる会員相互援助組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営し、保護者の仕事と育児の両立等を支援します。	「まかせて会員」の割合が低い地域に対し、回覧等の周知活動を重点的に行うことにより、「まかせて会員」の増員を図ります。	【実績】 ・おねがい会員：6,671人 まかせて会員：926人 どちらも会員：557人 ・活動件数：11,056件  【課題と今後の取組】 おねがい会員と比べて、まかせて会員が少ないため、将来的に活動への影響が出ないよう、まかせて会員を確保していく必要がある。まかせて会員になるには研修会の受講が必要であるが、今後もより多くの方に研修会を受講いただけるよう、適切な研修内容・時間を設定するとともに、様々な媒体の広報を活用し、周知活動を行っていく。	A	事業の周知が図られ利用件数は年々増加しているが、子の支援を行うまかせて会員・どちらも会員がおねがい会員に比べて少ない。支援を必要としている家庭にサービスが提供できなくなるなど、将来的に影響が出ないよう、まかせて会員・どちらも会員を増やしていく必要がある。現在も様々な媒体の広報を活用して周知活動を行っているが、今後も有効的な周知活動を行うとともに、事業の見直しを行っていく。	A
	再掲8	子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)	子ども家庭課	子育て中の保護者が、病気や仕事などの理由により一時的に家庭で子どもの養育が困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行う、トワイライトステイ事業やショートステイ事業を実施します。	本事業の支援を必要としている家庭へ情報が行き届くよう、引き続き周知に努めます。	【実績】 ・利用日数 ショートステイ：368日 トワイライトステイ：94回 ・登録児童数 378人  【課題と今後の取組】 家庭の状況により、利用ニーズが異なる部分もあるが、ショートステイと比べてトワイライトステイの利用者が少ない。関係機関へのチラシの配布など、効果的な周知活動を行うことでより多くのサポートを必要とする方にサービス提供ができるようにする。	A	事業の周知が図られひとり親家庭等の登録が増加し、実績は増加傾向にある。今後も利用の増加が予想されるため、様々な子育て家庭のニーズに対応できるように、継続して事業を実施していく。	A